

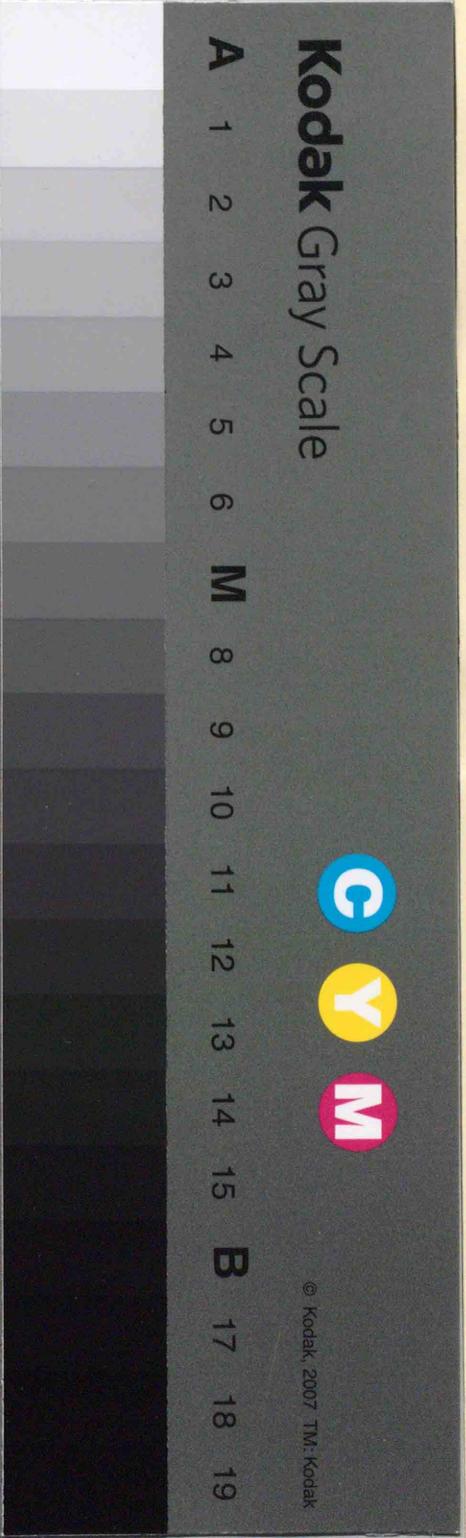
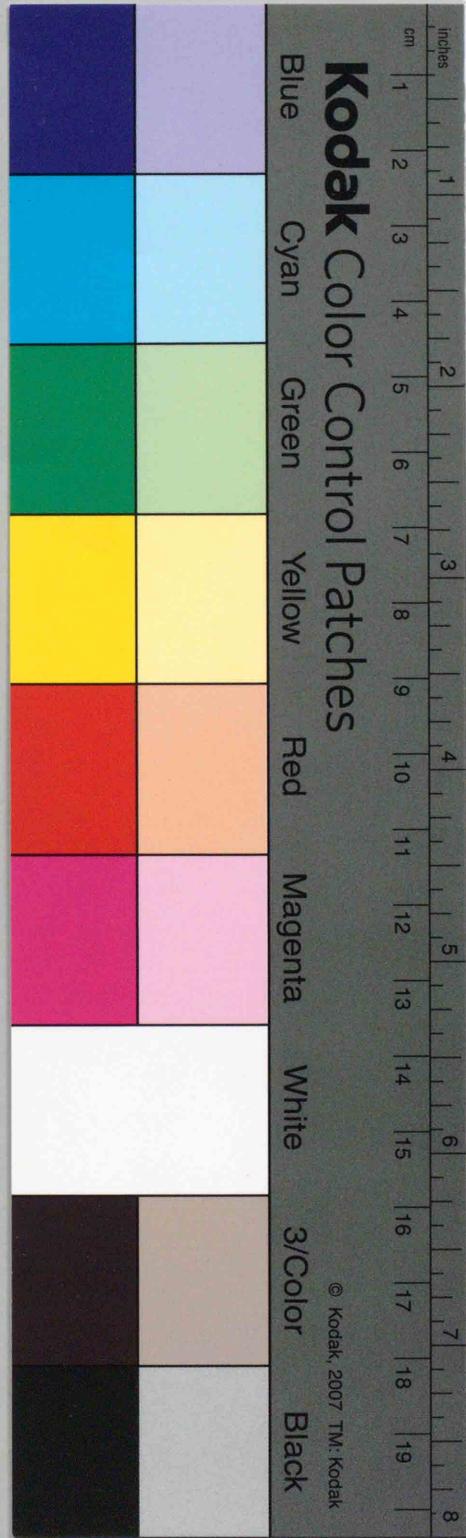
新制  
學修身教本

卷四  
湯原一元著



東京開成館藏版

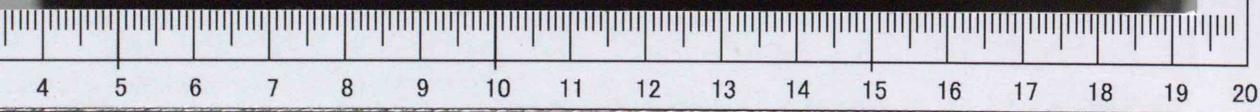
教科書文庫  
4  
110  
41-1928  
2000302127



40509

教科書文庫

4
110
41-1928
20003 02127



資料室

文部省檢定  
昭和三十一年二月十五日  
中學修身科用

教科書文庫  
4  
110  
41-1928  
2000302127

375.9  
YU8

# 新制 中學修身教本

湯原一元著

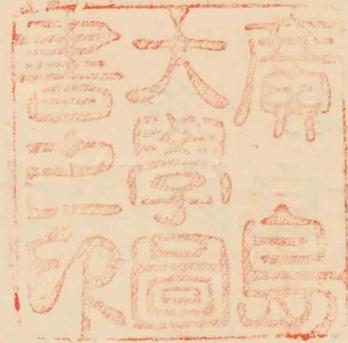


東京開成館藏版

広島大学図書

2000302127





天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が  
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て  
治らせささく寶祚の隆えまさんこと天  
壤と與に窮なかるべし

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹  
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心  
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ  
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ  
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス  
ルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德  
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成

跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ  
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス  
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵  
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ  
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ  
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ  
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ  
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致  
セリ朕卽位以來夙夜兢兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ  
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習  
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革  
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ  
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ  
精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ  
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實  
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德  
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ  
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ  
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ  
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治  
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ  
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖  
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ  
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

各國務大臣副署

勅

語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝  
國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ  
率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコト  
ヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文  
教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦  
無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ  
志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕  
儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔  
シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ

之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケ  
リ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラ  
ンコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異  
ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク  
眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ  
國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏  
謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期  
ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニス  
ルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ

鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是  
レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日  
進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心  
惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永  
ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切  
ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承  
ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス  
有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ  
所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト  
俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ  
 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ  
 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦  
 マサラシメンコトヲ要ス  
 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ  
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ  
 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ  
 天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立  
 ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

新中學修身教本 卷四

目次

一	天皇	一
二	我等の皇室	六
三	我が國民道德	三
	その由來及び發達	
四	家	一九
五	祖先尊崇	二四

六	家庭生活……………	三
七	社會奉仕……………	五
八	法律よりも人格の力……………	四〇
九	自覺はまづ義務に……………	四四
一〇	解放及び改造(上)……………	四九
一一	解放及び改造(下)……………	五五
一二	序に循ひ中を執る……………	六一
一三	デモクラシー……………	六七
一四	共存共榮……………	七三
一五	人類愛と世界平和……………	七七

一六	知識を世界に求めよ……………	六六
	若い姿の國家……………	
一七	國交と國民……………	七四
	國際道德……………	
一八	國運の發展と個人……………	一〇一
一九	思想問題について(上)……………	一〇七
二〇	思想問題について(下)……………	一二四
二一	我が帝國の理想……………	一二三
	文明と文化……………	
二二	進むに在り……………	一二七
	聖勅の一節……………	

追録……………一五



### 新中學修身教本 卷四

#### 一天皇

自立の天皇

帝國憲法第一條に、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるとほり、天皇は實に我が帝國の統治者であらせられる。そして、この統治の大權は、天皇が天祖の神勅に基づき、祖宗から當然に、また永遠に繼承したまふもので、誰からか委任され、もしくは附與されたまふものではない。天皇は天皇として自立したまふことが、我が國

King can do no wrong

遊星  
水金地火木天土  
海冥

唯一絶対の天皇

の天皇の位置がどの外國の元首のそれとも異なる點である。またこんな統治の大權を固有したまふところから、その第三條には、天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラスとあつて、天皇が法律上などの責任を負ひたまはぬわけを明かにしてある。

どの國の元首でもその姓を名乗つてゐるのに、ひとり我が天皇ばかりは姓をもちたまはぬのは、ちやうど數ある遊星にはそれ〴〵名があるけれども、唯一の太陽にはそれがないうやうなわけで、唯一絶対のものは他と區別すべき必要がないからである。従つて我が天皇は固有の權力で天皇として自立したまふばかりでなく、また少く

錦旗を翻つて車駕親征  
トアラハ東ニヨリ坐落参上

ノ我天皇ハ一人  
ノハ何故尊皇の競争

力を以て仁を  
假るものは筋  
たり、徳を以  
て政を行ふも  
のは王たり。  
(孟子)

王者は四海を  
以て家とな  
し、兆民を以  
て子となす。  
(後漢書)

とも國內にあつては唯一絶対のものとして、すべての勢力の上に超越したまふから、他にこれと争はうとする勢力があり得ないのである。およそ誰にでも多少の敵はあるものだが、天皇だけは一人の敵をも有したまはぬのは、我が皇室は初から「徳を以て政を行ふ」ところの王道によりたまふので、いはゆる「仁者は敵なし」といふ道理によるのだらうが、たゞこれだけの理由に限るとは思へぬ。

元來争は互に勢力を得ようとする欲望から起るものだから、最初から比較にならぬと知れてゐる勢力に對しては、争は起るものでない。昔から、蘇我・物部の二氏を始め、いはゆる四姓の權臣などの間には、絶えず勢力の争が

あつたが、天皇はいつもその上に超越したまひ、その有様はちやうど中空の暗雲はをり／＼あらはれても、天上の太陽は寸時も光明を失はないのと同じやうだつた。しかも、その争は多くは天皇の御稜威の下に威福を擅はしりまにしようとする目的から起つたのだから、争ふ雙方のものは相競うてできるだけ天皇を尊崇して、その信任を得ようとつとめた。だから、争に勝つても、この初志を忘れると、忽ち勢力を失つて、他人に取つて代られた。源平二氏の互に盛衰した跡を見ると、容易にこれを知ることができ。そして、兵馬の實權を握つてゐた鎌倉以後の武門政府でも、たゞ天皇を尊崇する間だけその勢力を維持して

朝敵の名

理想的の主権者

ゐることができたのである。我が國では、昔から假にも朝敵の名を蒙つては、とても大事はできぬことを誰もよく承知してゐる。

およそ國家の安穩・隆昌に一番必要なものは、國民の最も尊崇し敬愛しまた信服して、誰でもこれと争ふことのできぬ主權の存在することである。そして、この意味に於ては、我が國民こそは實に最も理想的な主權者を戴いてゐる。一定不動の主權を缺くために、今日世界に於て甚しい不幸を見てゐる國民がどんなに多いかを思ふと、我等は日本國民と生れた幸福を衷心から喜ばねばならぬ。

2. 我が皇室と臣民との関係は如何なるものか  
 特別なものがあらず

二 我等の皇室

雄略天皇ノ詔ニ

義は君臣情は父子

義ハ皇室

情父子ヲ兼ク

權利關係

権力 服従

法律關係

權利 義務

賣手 義務

買手 權利

權利 義務

皇室と臣民の情誼關係及び倫理關係

二 我等の皇室

大正天皇御即位の詔に「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク」とあるが、我が君臣の關係はこのお言葉で言ひ盡されてゐる。我が皇室と臣民の間には、權力關係の外に情誼關係があり、法律關係の外に倫理關係がある。權力關係や法律關係からいふと、我等は國家に對して絶對服従の義務を負うてゐる。我等は公私の權利を停止されても、快くこれに服する覺悟がなければならぬ。必要の場合には、生命・財産のすべてを舉げてこれを國家に提供するものが、臣民たるものの最後の御奉公である。しかし、更にこれを情誼關係や倫理關係から見ると、以上の

倫理關係

君臣、父子、朋友、兄弟

夫妻

倫理

直徳

3. 自発的忠義ハハ

ドウラウ意味カハ

4. 儒教佛教が

國民道徳ニトシ

景徳ニシテ、(14) (15)

5. 日本、東洋ノ

家ノ異ナルヲ

6. 皇位ノ

其ノ存在理由ハ

(22-23)

二 我等の皇室

やうなことは、我等は他から餘儀なくされてするのでなく、自分から進んでせねばならぬ。ちやうど親の大事の場合には、何物をも惜しまぬやうに、君國の大事に際しては、たとひどんな負擔を命じられても、これに對して何の苦情をも抱かぬのが我等臣民の徳義である。これと同時に、我が臣民は理由もないのに堪へがたい負擔を命じられることはない。萬一これがあつても、それは皇室の本意ではないことを信じてゐる。歴代の天皇は親が子を思ふやうに臣民の幸福を希ひたまふといふ信念は、昔から我が臣民の頭に深く浸みこんでゐる。それなればこそ、昔から國民の政治に關する不平は、たゞ時の執政

7. 我が祖先尊崇の念、起す所  
事法シトケ(20)

二 我等の皇室

ハ

8. 祖先  
尊崇

我が國に革命  
のない所以

9. 我々の同胞一般  
の心理ヲトケ(28, 29)  
9. 國家の  
心カヲトケ

(31, 32) 一視同仁

者に向つてばかり洩されたのである。我が國民に限つて革命を知らぬのは、實に上下の間にこんな特別の情誼關係と倫理關係が存するからである。我等を子として愛撫したまふ皇室に對し、また我等が親として敬愛し奉る皇室に對して、不平怨恨の起るはずはない。皇室の至仁至慈の御目には、我等の貴賤貧富もなければ、また善惡賢愚もなく、いはゆる一視同仁である。賤が伏屋に住む窮民でも、皇室は決してこれを見棄てたまはぬと思つてよい。遍く宇宙を照らす太陽が誰の所有でもないやうに、皇室は我等すべてのものの皇室であつて、誰も特にその恩光を擅にすることはできぬ。皇室

昭憲皇太后御歌  
あやにしきと  
思ふにさ  
おほはん袖も  
なき身を

我が忠義は自  
發的  
天皇が朝廷の  
布き給ひ行ひ

の御稜威は内外のともに仰ぐところだが、今日の實際では、それは主として外敵に對する威嚴である。御稜威をたゞ恐懼すべきものだと思ふのは、我が上下の關係の義の一面だけを知つて、他の情の一面を識らぬものである。しかし、我等は慈親の恩に狃れる驕兒となつてはならぬ。本當の親に對してさへ愛に加へるのに敬を以てせねばならぬのに、まして皇室に對して敬虔の念がなく、尊崇の禮を缺くと、君臣の義は到底これを維持することができぬ。たゞ「明き淨き直き誠の心」をもつて皇室に事へまつるのが、我が臣民の祖先傳來の心得であつて、いはゆる忠は

二 我等の皇室

九

給へる國法を  
過ち犯すこと  
なく、明き心  
き直き誠の心  
を以て進み、進  
みを進み、進  
緩み念ることを  
なす務めしこと  
れ。仕へ奉  
(宣命)

皇室は我等の  
皇室

外國人の見た  
我が國民の至  
情

この心得に外ならぬ。だから、我が臣民の忠は昔から自  
發的であつて、君國の大事には勤王の志士が所在に奮ひ  
起つた。支那の歴史にある孔明が劉備の三顧の禮に感  
じて始めて起つたといふやうなことは、我が國ではむし  
ろ不忠の行爲になる。皇室は我等の皇室だから、その大  
事は直ちに我等自身の大事である。かう確信してゐる  
のが我が臣民の忠の特色である。

明治天皇の御病が革かなるや、臣民の平生皇室を思ふ  
切な情は一時に勃發した。その時のイギリスのモーニ  
ング・ポストは、その情況の一端を次のやうに報じてゐる。  
「憂鬱なる時は刻々に移りて、相續いで發せらるゝ公報

の次第に御恢復の希望を空しうするに至るや、民衆の  
祈願は却つて益、熱烈を加へ、祈禱者はその數を重ね、竟  
にはお濠の邊、老松の下、秀麗なる宮城の廣場は、世を隔  
て行く御靈の御末安かれと禱りつゝ、嘆くが如き空な  
る月の悽愴なる光を浴びて、身も世もあらぬ熱情を以  
て跪拜せる男女となく、老少となく、あらゆる階級を網  
羅せる人の子の群を以て埋め盡さるゝに至れり。か  
くて徹夜の禱を捧げつゝ、その數は十萬に餘りつべく、  
さながら澎湃として人の浪打寄する無数の人の影は、  
一様に嘆き禱れる面を擡げつゝ、尊貴なる病者がうつ  
し世の御患苦の裡に横たはりたまへるその御所在を

我等の至誠至情

示しつゝ、崩御の御室のあたり高く掲げられたる朧なる提燈の光をば仰ぎ見るなり。月影の婆娑たる所、群集の舉止の悽慘なる、世上また何物かよくかくの如く惻々として人を動かすものあらんや。洵にいかなる言語を用ひ來るも、偉大なる天皇の御臨終に伴ひて起れる愛國心と信仰心の熾烈なる光景は、斷じてこれを活寫し得べからざるものなり。

と。また大正天皇の御重態についての公報が發せられる毎に、我が國民が仕事も手につかぬばかりに一喜一憂したことは、今もなほあざやかに目に見えるやうである。我が國民の皇室に對する至誠至情は實にこのやうであ

る。我等はこゝに憚なく皇室は我等の皇室であらせたまふといふのである。

### 三 我が國民道德

その由來及び發達

我が國民道德は我が皇祖皇宗の遺訓に由來することはいふまでもないが、更にその源に溯ると、我等の祖先の最も尊重した、あの「明き淨き直き誠の心」が即ちその淵源だといつてよい。この誠が、君に對しては忠となり、親に對しては孝となり、兄弟の間では友となり、夫婦の間では和となり、朋友の間では信となるのである。この誠の心

國民道德の源

同化力

儒教——孔子教

禪讓教代

堯舜禹湯文

武周公

殷湯

夏桀王

周武王  
殷紂王

外來思想と國  
民道德の發展

齊宣王問曰湯放桀  
此王代對有諸孟子對  
曰於得有之曰臣  
教其君可乎曰賊  
仁謂之賊賊義  
者謂之殘殘賊  
又人謂之一夫  
甫誅一夫紂矣

未聞弑君也。

諸行無常

遷流

最澄(傳教大師)

延曆寺

鬼門

西

西寺(嵯峨)

東寺(空海)

弘法大師

西

をもつて、我が皇祖皇宗は宏遠に國を肇め深厚に徳を樹てたまうて、爾來上に仁慈の皇室があり、下に忠孝の臣民があり、億兆心を一にして世々厥の美を濟して、愈益我が國民道德は恢弘され充實されるのである。

外國との交際が始まり、その學問文物が輸入されるやうになつてから、我が國民道德は多少その影響を受けたが、それでもその根本には少しの動搖もなかつた。儒教でも佛教でも盛に普及して大いに勢力を得たが、つまりはたゞ我が國民道德の羽翼となつて、その向上發展を助けるばかりで、少しもこれを妨害しなかつた。儒教にも隨分我が國體に反する意見がある。最も穩健な孔子の

教にさへもそれが少くない。特に孟子の放伐論などはその最も著しいものである。しかし、誰もこれに動かさなかつた。それは我が君臣の關係には放伐論などを應用すべきではないことが、一目瞭然だつたからである。佛教の厭世教も我が生々不息の國民には諸行無常を觀じさせずに、却つて鎮護國家の宗教となつた。どんな教義宗教も、我が國では今まで國家に對抗することができなかつた。まして西洋の歴史に見るやうな國王以上に別に神靈界の支配者である法王があつて、各國民を神靈の方面から支配するなどといふことは、我が國民の夢想さへしなかつたことである。

いくそたびか  
きにござして  
すみかへる水  
や皇國の姿な  
るらん  
(八田知紀)

近頃になつても、新しい西洋の民權説やデモクラシー  
 などが、我が國民道徳とよく調和した事實がある。元來  
 大御寶として國民を視たまふ皇室は、もとより民意を重  
 んじ民權を尙びたまふから、民權説でも必ずしも昔から  
 の觀念と相容れぬはずはない。かうして新舊思想の間  
 に別に激しい衝突もなく、立憲政體がやすくとできあ  
 がつたのである。要するに、最も舊い我が國民道徳は、種  
 種思想に侵害されず、却つてこれに培養されて、いつも  
 新しい勢力をもつて愈益發展向上して來たのである。  
 我が國民道徳の大眼目は、忠孝一致の心をもつて天壤  
 無窮の皇運を扶翼し奉ることである。だから、この點に

實行を主とす  
る我が國民道  
徳

さへ動きがないと、我が國民道徳はその根本に於て少し  
 も變らぬわけである。そして、我が皇室は昔から常にす  
 べての勢力の上に超然として萬機の政を總攬したゞ民  
 安かれとばかり祈りたまうたのである。この御態度に  
 對しては、誰の心にも敬愛の外何等他の念を起す餘地が  
 ない。我が國民道徳の長へに維持されるのは、主として  
 皇室のこんな御態度によるのである。  
 次にまた、我が國民道徳は實行を主として、一切の言説  
 を用ひなかつた。後世になつてからは、忠孝に關する議  
 論も出たが、その多くは支那の學者の説を學んだもので  
 あつて、我が國民道徳はこれがために多少その理由を明

哲學的根據を  
求めるには及  
ばぬ

かにされたところもあるが、その本體は少しも増しも減りもせず、依然として我が國民固有の誠の心として今日まで傳はつて來てゐる。もし支那の學者のしたやうに、忠孝に關していろいろと理論を考へて、その形式までも細論したら、やがてまたその意見の缺點を指摘するものが起り、議論は議論を生んで、これがために實行は却つてなほざりにされてしまふ恐がある。ところが、我が國にこんなことがなかつたのは、これもまた我が國民道德をありのままに保護して今日に傳はらせたわけだらう。だから、我等が國民道德に對する心がけも、またたゞ我等の誠の心を盡してこれを實行する外はない。そして、

横的  
縱的



家は永久の存  
在

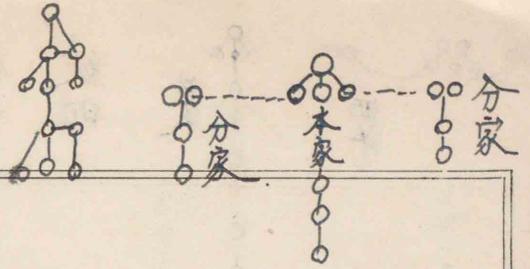
本家と分家

四家同家

これが我が國家及び我が國民の存在に一日も缺くことのできぬことは、我等の歴史が既に十分證明するとほりだから、これに關して今更特に何等哲學的根據を求め、必要はない。

### 四 家

家は親子・夫婦・兄弟・姉妹などの最も近い親族が、家長即ち戸主によつて統一されてゐる最も自然的の集團である。そして、この集團はこれを祖先に承けて子孫に傳へる永久の存在であつて、一時の現象ではない。家族のものが別居して一戸を構へても、それが同一の



家は縦にも横  
にも伸びるが  
よい

家長を戴いてゐる間は、これを家とはいはぬが、全く分離  
 獨立して戸主になると、こゝに始めて新しく家ができる。  
 例へば、次男三男などが新に家を興すやうな場合が即ち  
 それである。この新しくできた家を、長男の繼ぐ本家に  
 對して分家といふ。家は永久の存在であると同時に、ま  
 たこんな絶えず新に分立して、次第に殖えて行くもの  
 である。

子々孫々のすべてが同一の家に留ることは、事實上不  
 可能であり、また不利益である。支那には、今日でも老若  
 の多くの夫婦が同一の家に集り住むことを、道德上最も  
 理想的な生活と視る處があるが、實際は却つて家の健全

な發展を妨げてゐる。幾夫婦も同一の家に住んでゐる  
 と、とかく感情の衝突を來して、家庭の平和を破ることが  
 ある。その上、戸主に頼る家族が際限もなく増加すると、  
 一人の戸主は到底その扶養に堪へきれなくなる。とこ  
 ろが、ちやうど種子がその本を離れて獨立の木になるや  
 うに、長男以外の子が次第に親を離れて、本家に對して新  
 に分家を興すと、家は一方では縦に直系を追うて末永く  
 榮えて行くと同時に、他方では盛に傍系を生じて大いに  
 横にも擴がつて、一族は益、健全に繁昌して行く。しかも  
 かうして新舊の家がいつも社會に並び存してゐると、社  
 會の氣風も常に活氣を帯びて沈滞しないから、社會も國

本家と分家は  
相親しめ

家もともに堅實な發展をなすことができる。  
分家はその祖先の出た本家に對しては、平生相當な尊敬を拂ひ、本家の萬一の不幸などの場合には、自分から進んでこれを救濟せねばならぬ。本家もまた分家に對しては、同じ祖先の子孫であることを思つて、常に親切に世話をせねばならぬ。本家と分家が各自獨立の家として相對する間にも、かうした本末の關係を忘れずに相親しみ相助けて行くと、必ず圓滿な關係を持續することができ

る。  
永久の存在としての家の特質は、血統と家名が絶えぬ點にある。しかし、血統は時として絶えることを免れぬ

祖先尊崇が家の生命

祖先に對する  
報本反始と子孫の立身出世

から、その場合には養子によつて家名を維持することになつてゐる。家名を尊ぶ根本の動機は、家の生命ともいふべき家族の祖先に對して有する記念と尊敬の心とである。だから、法律上でも、家に傳はる重寶即ち系譜と祭具と墳墓は、戸主になるものの承繼すべき特權とし、また家督相續の際には、戸主になるものは當然遺留分として家の財産の半分乃至三分の一を受けらることに定めてある。これらは皆家の存在を永久にしようとする國家の希望に基づくものである。

こんな思想は我が國民特有のもので、他には殆どその類例がない。だから、また我が國民は常に報本反始の心

家に對する我等の責任

をもつて祖先を記念するとともに、また子孫の立身出世によつて祖先の名を顯揚しようと努めるのである。西洋では、名譽はおもに個人の名譽であるが、我が國では、名譽は個人の名譽であると同時に、その家の名譽である。要するに、我が國民は各、自分を家といふ永久の存在の一部と視て、祖先に對しても、子孫に對しても、益、この家の繁榮を圖るべき責任があると信じてゐる。そして、我が國民、道德の特質の一つは實にこゝに存するのである。

### 五 祖先尊崇

歴史は人だけが知る

何物にも皆歴史があるけれども、自分の歴史を知つて

常に準備がある

ゐるのはたゞ人だけである。人は單に現在に生きるばかりでなく、過去にも將來にも生きるものである。自分がどこから來たか、何物であるか、またどこへ行くかを考へることのできるものは、人の外にはない。あの祖先尊崇の念は、過去にも生きる人が過去を追憶して、祖先の恩恵を感謝し、これを敬慕するに伴つて當然起らねばならぬ思想である。國民は自分の何ものであるかをその歴史の上でほゞ想像するやうに、個人もまたその祖先を知ることによつて自分の現在を理解することができ。現代の生活は過去の生活によつて準備され、現代の生活はまた將來の生活を準備するものである。國家社會

後方を見ない  
祖先を見ない  
ものは、また  
前方を望んで  
子孫を慮らな  
る。いものであ  
る。(エドモン  
ド、バルグ、  
イギリスの  
政治家)

我が國特有の  
事情

は時として急激に躍進することがあるけれども、これは必ず過去に於てその準備ができてゐたからである。天才は空前絶後の新天地を開くといふけれども、その天才でさへ遺傳の力などに負ふところが多いから、その實はやはり前に相當に準備されてゐたものである。我等が個人として國民として今日があるのも、また實に祖先によつてなされた準備の賜に外ならぬ。だから、我等が自分の現在を正當に理解し、その上、その過去、將來に對する責任を全うしようと思ふと、勢ひその思を特に祖先に溯らせずにはゐられぬ。

ところが、我が國には、この點に關しては、我等の大多數

が大概同一の祖先を共有してゐるといふ特別な事情がある。それは、皇室を本家と仰ぎ、各自の家をその分家と視るところの國民が集つて、一つの國家を組織してゐることである。こんな國家は現今では他にその例がない。それでまた、我が國では、各自が自分の祖先を思ふことは、遂にこの皇室の御祖先を思ふことに歸着し、また我等國民の歴史は、親族の關係をもつてゐる我等各自の家の歴史の集りだといふことになる。従つて他國の歴史に見るやうに、某々の時代は某々の民族の歴史だといふやうなことはない。外國の歴史の中には、現在の國民とは全く交渉がないばかりではなく、往々その敵だつたもの

我が國民の歴史は各家の系譜を大きくしたものである

祖先尊崇の心理

歴史さへ含んでゐるから、我が國民の歴史のやうに、一樣に現在の國民の祖先に關する歴史と視るわけにゆかぬ。我が國民の歴史は主として我等大和民族の發達を述べたものだから、その民族の一人である我等は、これを我等各自の家の系譜を大きくしたものと視てもよい。この考をもつて我が國の歴史を讀むと、我が國は我等各自の祖先が皇室を中心とし、上下心を合せて、今日の盛運の基を開いて、これを我等に遺したものだといふ事實があり、とわかつて、我等の心に、祖先に對する親愛の情と感謝の念とが、自然に油然而として湧いて出る。そして、これが實に我が國民に特有な祖先尊崇の一般的心理

狭義の祖先尊崇

である。外國人がこの心理を解することができぬのは、外國人の祖先に對する關係が、我等のそれと全く違ふからである。

以上は廣義の祖先尊崇であるが、これに對して狭義の祖先尊崇がある。それは特に我等各自の家の祖先に對するものである。我等各自の家の祖先の定め方は、實際はまち／＼になつてゐるけれども、普通には、始めてその家を興し、また始めてその氏を名のつた人をその家の祖先と崇めてゐる。各自の家を興した人を直接の祖先と視て、これを尊崇することもまた必要である。たゞし、我等各自の小家族は相合して大和民族といふ一大家族を

なすのだから、各自の小家族の祖先とともに、この大家族の祖先であらせられる天祖をも併せ祭ることを忘れてはならぬ。

しかし、こんなに祖先を尊崇するところから、祖先を異にする新附の民族を疎遠にしてはならぬ。元來國民とは同一の主權に服従する人の集團だから、同一の主權に服従する人なら、たとひその祖先を異にしてゐても、同じ國民としてこれと親切に交らねばならぬ。その上、祖先尊崇の念は人の特有する美德だから、その普及はやがて一國の風俗を醇厚にするものである。我等は我等の祖先を尊崇する心を推して、彼等が彼等の祖先を尊崇する

新附の民を疎遠にするな

神  
表白

家庭の感化

遺傳

環境

家庭教育

学校教育

社会教育

直勵教授

ことを妨げぬやうにせねばならぬ。

### 六 家庭生活

家庭ほどその感化力の大きいものはない。学校の教育でも、家庭の感化力が伴はないと、人格養成の目的を達することはできぬ。学校教育の大半は教授によつて行はれるが、家庭の教育は専ら模範によつてなされる。そして、模範の道德的感化力は、いはゆる「百聞一見に如かず」といふ諺のとほり、最も巧妙な教授よりも幾倍増して強大である。耳から入る言語上の教訓はどんなに周到でも、到底目から入る實行で示す教訓ほど人の心を動かす

A man's house is his castle.



イギリスの著  
述家

俗  
家庭生活と風

ものではない。その上、家庭生活に於ての模範は常住不  
断であつて、しかも故意に示されるものではないから、そ  
の偽のないところに却つて人を感化する力がある。ス  
マイルスが、児童がその環境に似ることは、ちやうど蟲の  
色がその食ふ葉の色に似るやうである。」と説いたのは、い  
かにも名言である。

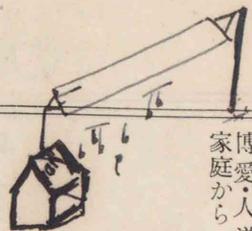
こんなには、家庭生活は教育上に大きい影響を及ぼすば  
かりでなく、また一國の風俗の上にも大きい関係をもつ  
てゐる。風俗には、社會に起つて家庭に入るものもあれ  
ば、家庭から出て社會に及ぶものもある。そして、家庭生  
活の良否は、家族の性行と極めて微妙な関係をもつてゐる。



倉庫となり堤  
防となる

るから、社會では甚しい非難を受けずに行はれる風俗で  
も、家庭ではこれに倣ふことを許さぬものが多い。例へ  
ば、社會で許されてゐる宴席上の風習などは、誰でもこれ  
を家庭に入れようとは思はないだらう。こんな次第だ  
から、家庭生活は社會の風俗に對して、或はその善いもの  
を貯へる倉庫となり、或はその悪いものを禦ぎ止める堤  
防となる。従つて家庭の荒廢はやがて社會の風俗の墮  
落となる。文明各國の風俗を比較して見ても、その堅實  
なものとは大概家庭生活の最も尊重されるところにある。  
昔から家庭を人の城郭と視て、こゝに人の眞の自由を樂  
しまうとするイギリス國民の風俗が、今もなほその優越

To youth, I have but three words of counsel, —  
work, work, and work.



博愛・人道も  
家庭から

大學にある語

治國・平天下  
の本

を誇ることができるのは、即ちその適例である。

我等の見聞は社會生活によつて廣められるけれども、我等が深く人間を理解するのは多くは家庭生活の賜である。父母兄弟と隔意なく喜を共にし憂を分けて、互に親切を盡しあふ間に、我等は互に人情を温め、その上これを真によく味ふことができる。古語に、「一家仁なれば一國仁に興り、一家讓なれば一國讓に興る。」とあるやうに、家庭生活によつて涵養された人情こそ、實に社會國家に博愛人道の美風を起す基となるものである。

こんなな、家庭生活は教育に對しても風俗に對しても大きい影響を及ぼすから、孔子の教などでは、修身齊家を

孔子遺書  
大學三綱  
修身  
齊家  
治國平天下

天下の本は國  
にあり、國の  
本は家にあ  
り。(孟子)

社會主義

社會奉仕は新  
しい事實では  
ない

治國・平天下の本と視て、大いにこれを重んじてゐるのである。ところが、我が國の現在の家庭生活は、概していふと、一家團樂の樂みを樂しみながら、知らず識らず若いものを感化するには、すこぶる缺點が多い。そして、我等はその責任には、我等もまたこれを分たねばならぬもののあることを忘れてはならぬ。

### 七 社會奉仕

我等は報恩のためにも義務を果すためにも、多くのいはゆる奉仕をせねばならぬ。家族のためにも國家のためにも奉仕が必要である。場合によつては他の個人の

レオンブルグヨア  
社会脱帯主義  
奉仕師長  
孝養大母

社会奉仕は我  
等の義務

ためにも奉仕をせねばならぬ。たゞ社会のためにする  
ことばかりが奉仕ではない。奉仕は英語のサーヴィス  
を譯したもので、無償で他のために力をつくすことを意  
味し、教育に關する勅語に仰せられてゐる「公益ヲ廣メ世  
務ヲ開キ」に當り、今日普通にいふ「世のため、國のため」の「世  
のため」も、また社会奉仕に外ならぬ。だから、言葉は比較  
的新しいが、事實は昔から行はれてゐたものである。  
しかし、我が國民の考は、今日までは家庭から一足飛に  
國家に移つて、その中間にある社会を軽く見る傾向があ  
つた。これは、昔は社会が今日のやうに發達してゐな  
つたから、自然さういふ結果になつたのである。昔は家

族が直接に國家に統一されてゐて、その中間に於て特に  
經濟を主として活動する集團生活は盛でなかつたけれ  
ども、今日はそれが非常に發達してゐる。だから、我等も  
また今日は家族の一人として、また國家の一民としてば  
かりでなく、更に社会の一員として世に立たねばならぬ。  
一般社会問題の解決といふやうな重大なことは、もとよ  
り國家の力でなければできぬけれども、しかし、細大のこ  
とを悉く國家の手に一任することは不可能なばかりで  
なく、また我等をしてその當然の義務を怠らせる結果、遂  
に社会に對する同情心を冷却させる恐もある。社会は  
我等が集つて構成してゐるのだから、我等はその禍福盛

イリス  
格長ニ  
家庭奉仕  
城カキリ

社會奉仕と家  
庭奉仕

衰に對して、相當に責任を分擔する覺悟をもつてゐな  
ればならぬ。

今日の家庭は半ば社會に投出されてゐる。社會の風  
波に對して家庭を防衛する堤防は既に殆ど破壊され、社  
會の風波は善惡ともに遠慮なく我等の家庭に侵入する。  
そこで、我等は退いて家庭にあつて修身齊家にとめる  
ばかりでなく、また進んで社會の缺陷と弊害に對して大  
いに戦はねばならぬ。さうでない、我等は社會の風波  
のために遂には家も流され身もさらはれるやうな不幸  
を見るだらう。だから、我等が社會に奉仕するのは、一方  
から見ると、同時に我等の家庭に奉仕することにもなる

En. Engeneo

復  
生  
の  
道

社會奉仕は結  
局社會改善

のである。

社會奉仕はおもに慈善事業や救濟事業やその他の公  
益事業となつてあらはれるが、そのなすべき仕事にはも  
とより數限りがない。とりわけ社會生活が困難になれ  
ばなるほど、その仕事は愈、多くなる。しかし、社會奉仕の  
本來の目的は、既に起つた災害や不幸を救濟すること  
ではなく、災害や不幸を豫防して、これが起らぬやうにする  
ことである。そればかりでなく、結局の理想は、こんな消  
極的な救濟や豫防ぐらゐをもつて満足せず、更に進んで、  
積極的に新しい完全な社會を作り出すことにある。だ  
から、我等は社會奉仕をする場合には、常にたゞ眼前の急

を救ふばかりでなく、同時に幾分でも社會を改善しようといふ根本的な考をもつてゐなければならぬ。(卷五、參照課)

### 八 法律よりも人格の力

國家の意志はおもに法律となつてあらはれてゐるから、國民としての本分を全うするのには、誰でもまづ法律に精通してゐなければならぬわけだが、事實は道德を知らないと一日も安んじてゐられぬけれども、特に法律上の知識がなくても無事に一生を送ることができる。これは大體に於て法律は道德と一致するので、正しい言動はおのづから法律の要求にもかなふからである。これ

學校の規則

命令等あり

個人意志

人格と法律の關係

團體意志

又按

道德

法律

已裁邦所

道之以政 齊之以

刑 民免而無恥

道之以德 齊之以

禮 有恥且格

(論語為政篇)

に反して、たとひ法律上の知識は十分あつても、その人の人格に缺けたところがあると、元來法律は人が運用するものだから、それが徒に悪用されるばかりである。だから、法律が人のため、また世のためになるか否かは、一に國民の人格の優劣に關する。言葉を換へていふと、國民の道德觀念の如何によつて定まる。それなら、人格とは何ぞやといふに、それは後に(卷五、參照課)や、詳しく説くけれども、こゝではまづ自分の道德觀念で自分を獨立させてゆく道德的に自覺した人といふ程度に解したらよい。普通の人も相當人格を具へてゐないことはないが、それが完全であることは少い。十分に成熟しないか、または

十分徹底しないので、何事についても必ず自分の良心の指圖どほりにすることができぬ。従つてその心はいつも善悪の間を往來してゐる場合が多い。そして、こんな人が、どうかすると、法律上の権利を濫用し、その義務を怠慢にするのは、むしろ當然のことだらう。まして法律上の義務よりもその範囲の一層廣大な道德上の本務は、たゞ完全な人格を具へてゐる人であつてこそ、始めてよくこれを遺憾なく實行することができものである。

昔は人に任<sup>まか</sup>して法に任せずといふ主義で、法律の規定はたゞ大綱だけにとゞめて、細かな點はその局に當る官吏の考に一任したこともあつたほど、法律の運用上に大

悪徳の矯正と  
人格

いに人格を重んじたけれども、今日はさうもゆかないので、その規定は益細密になるばかりである。しかし、どんなに細密になつても、これを運用する官吏及びその運用を受ける國民の人格が劣つてゐると、それがとかく悪用されるばかりで、社會の悪徳を根本的に矯正するなどといふ効力は少しもない。法律は悪人に對する一種の脅威には相違ないけれども、その制裁はたゞ人の行爲の法律に觸れた部分についてその人を罰するだけだから、こんな行爲の本である悪徳は往々見逃されることが少なくない。悪徳を根本的に矯正し得るものは、直接に人の意志を是非するところの道德ばかりである。そして、道德

は人に體得されて始めて力になるものだから、つまり惡徳に對する制裁は、たゞ人格によつてだけ行はれることになる。人格は實に法律を善用してその効用を全うするばかりでなく、また社會の風紀を維持するためには法律以上有力なものといつてよい。だから、我等がひととほり法律を心得てゐることは必要だけれども、それよりも一層必要なことは、各自人格の養成にとめることである。

### 九 自覺はまづ義務に

法律は人に權利を認め、またこれに相當の保護を與へ

權利の放棄は美德

自己利益主張  
レ得レコト權利ト  
る。

例 效 甚 甚 し テ ヨ イ 權利ノ  
上 下

債務  
債權

權利者があつて義務者のない結果

る。しかし、權利は必ず主張せねばならぬものではない。否、却つてこれを放棄するところに多くの美德が行はれる。例へば、窮境に陥つた債務者に對して債權を放棄するやうなことはその一例である。權利を放棄すると、人に迷惑をかけることが殆どないばかりでなく、却つて人に幾分の利益と自由を與へる。これに反して、權利の主張は、たとひそれが正當であつても、時としては多少の苦痛を人に與へることを免れぬ。

ところが、今日世に唱へられるいはゆる自覺は、主として權利についての自覺で、義務についてではない。權利に自覺することも必要だが、義務に自覺することは一層

自ら自らヲ知レ

know thy self.

君子亦諸己小人亦

諸人。(論語衛靈公篇)

古之君子其責己也

重以固其待人也

解形スハクヌスガ

ガルモノヲアヘヨ

一放棄すべき權利の三三三三三

放棄すべき權利の例

必要である。前述のやうに、權利はこれを放棄しても、別に人に迷惑をかけぬが、義務の怠慢は必ず人の利益を損害するやうになる。自分の爲すべきことを爲さずに、人の爲すべきことばかりを爲させようとするのが今日の一般の悪い傾向である。こんなに、世には權利を主張するものばかりあつて、義務を履行するものがないとする。と、その結果は各自の不平、不満と相互の反目、争鬭となる外はない。だから、我等は互に相戒めて、權利よりもまづ義務に自覺し、權利は放棄しても、義務は怠慢にしない覺悟を定めねばならぬ。

親には子に對する扶養の義務があるから、親はつとめ

輕以約

今之君子其責己也

詳其待己也廉

(韓愈)

躬自厚而薄責於

人則遠怨矣

(論語衛靈公篇)

單純承認  
限定承認

てこの義務を盡さねばならぬが、子は扶養される權利があるといふ理由で、いつまでも親の世話になるのを當然だと思つてはならぬ。こんな權利はなるべく早く放棄するのが美德である。また男子は滿三十歳、女子は滿二十五歳の後は、父母の同意を得ないでも婚姻することができる權利をもつてゐるが、この權利を強ひて主張するのは決して美德とはいはれぬ。この權利は、法律が萬己むを得ぬ事情のあることを豫想して與へたのに過ぎぬ。その外、遺産相續を承認する場合に、子は親の債務を、相續によつて得た財産の限度に於てだけ辨濟するといふ條件をつけることができけれども、なるべくはこんな條

改正刑事訴訟  
法第二百五十  
九條

道德の追窮

件をつけずに、親の債務はすべて快くこれを辨濟するのが、道德上では大いに望ましいことである。改正刑事訴訟法で、祖父母又ハ父母ニ對シテハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス」と規定したのは、最もよく義務を盡さねばならぬ人倫の間にまで權利を濫用しようとする現今の悪弊を防いだものである。

およそ人には法律の外に道德があつて、殆ど無限の責任を負はせてある。そして、この責任を解除するのままで道德であつて、法律ではない。法律の許すことでも、道德の許さぬことが多い。法律の追窮も嚴であるが、道德の追窮は更に嚴である。人は良心の赦免を得ない間は、

善惡の解放

いつまでも呵責を受けてゐるものである。だから、我等各自が一旦その義務に自覺すると、我等は自分の果さねばならぬ責任が殆ど無限無數であつて、とても人ばかりを責めてなどゐられぬことを覺るだらう。我等の精神的自覺がこゝまで進んでこそ、始めて人の道德も根本から維持され、従つて社會の風紀も自然に振肅されるものである。

### 一〇 解放及び改造 (上)

解放は我が國近時の流行語で、自由にするといふ意味を有する英語エマンシペーションを翻譯したものである

る。人が人として生存するのには自由をもたねばならぬ。そして、自由を得るのには束縛から解放されねばならぬ。近年解放を求める聲が特に盛なのはこれがためだらう。しかし、解放には善いものと悪いものがある。良民を壓制から免れさせるのは善い解放だが、悪人を刑務所から逃すのは悪い解放である。悪事からの解放を求めるのはよいが、善事からの解放を求めるのはよくない。更に人の心についていふと、理性は解放すべきであつても、野性は解放すべきではない。要するに、自由はただ善い人と善いことに與へるべきで、悪い人と悪いことに與へるべきではない。

二 解放の善い悪いより先づけよ

野性の解放

ドイツの詩人

ところが、シルレルがいつたやうに、自由を與へよと叫ぶのは理性ばかりではなく、野性もまたさう叫ぶから、一概に解放はよいことだとはいへぬ。今日はまだ法律上などでも一層多くの自由を國民に與へる必要があらうし、また風俗習慣にも同じ意味で改廢すべきものも多からう。特に世間に勢力を有する舊思想でも、もはや今日の時勢には適せぬものも少くないから、こんなものから解放を求めるのは必ずしも咎めるべきではないが、實際は、名は理性の解放を求めるものでも、實は野性の解放を求めるものが少くない。現に世の一部には、法律上からは勿論、道徳上から見ても、當然制限されねばならぬ個人

戀愛至上主義

絶對の自由は  
ない  
人は籠の鳥の  
やうにその自  
由を限られて  
ゐる  
（ラファエ  
ーテル、スウ  
イスの宗教  
家でまた詩  
人）

の情慾や我儘に基づく多くの自由が、種々の理窟をつけ  
て要求されてゐるが、こんな要求はいふまでもなくいつ  
になつても許容すべきではない。  
元來人には絶對の自由はない。野性から理性が解放  
されると、人は野性に對する服従から理性に對する服従  
に移るまでである。しかし、この服従は任意の服従だか  
ら、これを自由といつてよい。野性に對する服従には常  
に理性の反抗が伴ふから、これは眞の自由といふことが  
できぬ。ところが、世にはこの眞の自由でないものを自  
由と誤つて、これを得たために、却つて新にその心に強い  
束縛を受けてゐることを覺らずにゐるものが多い。

心根

名ばかりの自  
由

我が國民は帝國憲法で思想の自由を保障されてゐる  
が、我等は果してそのために大いに自由を得てゐるだら  
うか。思想の自由を保障された結果、世に多くの思想が  
遠慮なくあらはれ、且それがすこぶる混亂してゐるので、  
多くの人は十字街頭に立つて、その辿るべき途に迷つて  
ゐる。今日ぐらゐる人の言動が自分の獨立判斷に基づか  
ずに、主として周圍の狀況に支配されてゐる時代はない。  
これは誰でも自分の言動の動機が何であるかを反省し  
て見るとよくわからう。名聲と利益、この二つが殆どす  
べての言動の動機となつてゐる。少くともこの中の一  
つが伴はないと、何の仕事も榮えぬ。實に今日ほど人が



reconstruction  
to rebuild.

改造は道理に  
従へ

そして、今日では、いはゆる新思想による改革改善などの意味に用ひられてゐる。だから、解放を求めるものは、また必ず改造を求め、解放は手段で、改造が目的である場合が多い。従つて解放が正しくないと、改造もまた正しいものにはならぬ。野性の解放によつて改造された人の言動の、百害があつて一利のないことはいふまでもない。世の改造を説くものは、まづその出發點である解放に於て、最初の一步を誤らぬやうにせねばならぬ。

世にはいつでも解放を要するものが多いやうに、また改造を要するものも少くない。文化の進歩には必ず改造が伴つてゐる。健全に發達する社會生活は、改造の連

Jeanne Lave (1762-1792)

續だとも見られる。しかし、何を改造し、どんなに改造すべきであるかについては、十分考へねばならぬ。世界大戦の始まつた當時には、關係各國では皆考へ直さねばならぬ。といふ語が流行し、またその終了後にも同じ語が流行した。しかし、同じ語でも前後によつてその意味がちがふ。前には軍國思想により、後には平和思想によつて、すべてを改造しようとして考へ直したのである。この一例を見ても、一時の思付によつて軽々しく改造を企ててはならぬことがわかる。思付は多くは時によつて變るものだから、全くそれに支配されてはならぬ。たゞ道理にかなふ思想はいつでも人を幸福にするから、こんな思想

改造は急激にしてはならぬ

によつて物事を改造するのはよい。我が國民の文化がいはゆる新思想に影響されて向上しつゝあることは疑のないところである。もしこの影響がなかつたら、恐らく帝國憲法の發布さへもこれを見なかつたらう。しかし、いはゆる新思想の中にはすこぶる有害なものもあるから、十分これを取捨して、一概に舊物打破を以て改造だと誤解せぬやうにせねばならぬ。

たとひよい新思想によつて人心を改造しようとしても、これを急激に行つてはならぬ。人心の改造は、建物の改築のやうに、一時にしかも根本的にできるものではない。人心には常に強い遺傳の力が働いてゐるから、その

社會改造よりも自己改造

本體を傷つけずに、たゞこれを感化して、次第にその缺點を矯正する外はない。人は烈しい煽動などによつて、一時平生とは別人のやうな振舞をすることがあるけれども、それは多くは感情の激昂によるものであつて、人心の改造とはいへぬ。こんなことまでも改造だとすると、改造は極めて危険なものだといつてよい。

我等は社會奉仕などによつて、進んでは世の中を改造する覺悟をもつてゐなければならぬが、しかし、諺にも、人を正さうと思ふなら、まづ自分を正しうせよ。」とある。つまり、社會改造はまづ自己改造から始めねばならぬ。昔、西洋に一人の賢人があつて、社會改善の事業に従事して、し

人種改良  
優劣  
Engines

イギリスの文豪

かも少しもその効果の見えぬのにひどく失望してゐる人に向つて、「汝は事の本末を誤つてゐる。人に光明を與へようと思ふなら、まづ自分から光明を認めねばならぬ。社會を改善しようと思ふなら、まづ自分の家を改善せねばならぬ。退いてまづ自分から光明を認めることにつとめ、そして、自分の家を變じて太陽とせよ。さうすると、光と熱は必ずそこから出て、次第に社會を照らし、また暖めるだらう。」と教へたので、その人は大いに悟つて、その教のやうにしたところが、始めて幾分かその志を果したといふ話がある。社會改造は容易な事業ではないが、しかし、カーライルが、「汝が他人を改善することができるか否

かはすこぶるふたしかである。しかし、汝がたしかに改善することのできる一人がある。それは汝自身である。」といつたやうに、自己改造だけは、志さへあると誰にでもできる。そして、自己改造が幾分でもできると、それだけ社會改造の助となるわけだから、我等は社會改造よりも、むしろ主として自己改造につとめねばならぬ。そして、自己改造はすべて理性を野性から解放し、且よく理性を守つて、時々の風潮以外に獨立して、その要求に合ふやうに言動することである。

一二 序に循ひ中を執る

循序は青年に特に必要

四季の循環を見ると、その過程は順序が極めて正しく、その間に分秒でも遅速の差がなく、それで年々一年の課程をまちがひなく終へるのが自然の法則である。人間一生の仕事もこの法則に鑑みてなしたら、その成功は必ず期して待つべきだらう。昔から、東西の賢哲が學問修養の方法として多くこの自然を學ぶことをすすめてゐるのはこれがためである。煉瓦を積んで家を建てるに當つて、どこかに少しの手落があつたので、せつかくできあがつた家があつたのは、みだりに忽ち崩れ倒れることがあるのは、仕事の上に着一着毎の注意を怠つた結果に外ならぬ。

成功を急ぐな

青年ノ感激ニ就小生  
テ述ボ

唐書、隱逸傳  
にある語

ところが、血氣盛りの青年の眼には、後日に到達すべき目的が、早くも仕事の初に浮んで來るので、彼等はどうかすると、順序をかまはず、一氣にこれに向つて突進したがる。概して青年の奔放な想像力は、人の光輝ある事業の後方には、極めてじみな、漸進すべき長い過程のあることを靜思する違いとをもたぬ。かうして青年には、いはゆる「眼高く手低し」で、そのために意外な失敗をするものが少なくない。だから、既に青年の時から事毎に再思も三思もして、自分で自分の銳氣を挫くのはよくないけれども、あまりに成功を急いで、一足飛を試みぬやうにせねばならぬ。やはり「膽は大なるを要し、心は小なるを要す」といふ古人

我が國運の發  
展も循序のお  
蔭

元老院・大審  
院及び地方官  
會議設置に關  
する明治八年  
の詔

戒めるべき感  
激性

の訓言こそ、我等にとつてよい戒である。  
元來開國進取は明治維新以來我が國の變らぬ國是だ  
つたが、それが今日のやうな好成績を收めたのは、かつて  
明治天皇の戒めたまうたやうに、我が國民が大體に於て  
は、舊ニ泥ミ故ニ慣ルルコトナク又或ハ進ムニ輕ク爲ス  
ニ急ナル<sup>レ</sup>ことがなく、その急ぐが中にも、常に序に循つて  
歩むことを忘れなかつたからである。循序漸進によつ  
て今日のあることのできた我が國民は、またよくこの主  
義を守つて、その將來の大成をはからねばならぬ。

中を執るとは中庸（卷二、一三參照課）に従ふことで、序に循ふのと  
同じ意味ではないけれども、循序を重んずると、自然執中

高青邱（明の  
詩人）の句

もその中で行はれる。たゞし、たまには順序には誤がな  
くても、極端に走るために善いことが悪いことになつて  
しまふ場合も少くない。一時の感激にまかせて、たゞ自  
分の思ふまゝを無理に行はうとするやうなものにその  
例が多く、そして、こんな人はとかく穩かにすまされると  
ころを過激な手段に訴へることを免れぬ。とりわけ青  
年には、彼等が好んで徹底もしくは痛快などといふ言葉  
を用ひるのでも知られるやうに、どうかすると極端に走  
る性向があつて、穩健な議論よりもとかく過激な言説に  
耳を傾け易いものである。いはゆる「少年、心事劍相知」と  
は、よくこの青年特有の感激性を歌つたものである。し

感激性と理想

かし、青年にこんな感激性のあることは、彼等をしてたやすく理想に對して燃えたたせるゆゑんだから、これを一概に青年の悪癖などと見るのは大きなまちがひである。國民に利害打算の念以外に理想を追うて進む意氣が盛にあればこそ、その國家は向上發展してやまぬのである。そして、我が國民はこの點でも世に誇るべき過去の記憶をもつてゐる。我等の祖先はすこぶる外國の文化を尊崇したけれども、これに心酔せず、よく取捨折衷して、少しもその弊を受けなかつた。たゞし、とにかく感激には往往危険が伴ふのが常だから、その際に常軌を逸せぬやうに各自よく警戒を怠つてはならぬことは、固よりいふまでもない。

要約

デモクラシーの濫用

でもない。要するに、今上陛下の朝見の儀に下された勅語の中の「進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル」は、おもに近頃の思想問題を軫念したまうての御事と察したてまつるけれども、あのお言葉は同時に我等青年が平生に於て何事によらず一般に守るべき箴言と仰ぐべきである。

一三 デモクラシー

デモクラシーは今日の流行語だが、その眞意はまだ一般に十分會得されてゐない。否、多くは濫用されてゐる。何事についても、目上のもものに反抗して、自分の權利ばかり

デモクラシーの體現者

デモクラシーは個人生活の本質に在る精神的且宗教的力から生じたものである(サインチエスタマー、アメリカ合衆國の社會學者)

りを主張し、甚しきは法令を無視し禮儀を蔑視して、勝手な振舞をするのがデモクラシーだと考へてゐるものも少くない。その結果、今日では、デモクラシーは却つて國民の氣風を粗野にし、社會の秩序を紛亂しようとしてゐる。ところが、イギリスを富強にしアメリカ合衆國を盛大にしたものはデモクラシーであつて、しかもこの二國のいはゆる紳士こそはデモクラシーの體現者である。この事實を考へて見るだけでも、デモクラシーには必ず別に高尚な意味が含まれてゐることがわからう。ところが、今日の我が國民は、デモクラシーのために、この二國の人とは全く反對の方向に進んで行かうとしてゐるの

デモクラシーの根本義

は、まことに意外な現象といはねばならぬ。

デモクラシーの政治的意味によると、國民が主となつてする政治といふことだが、これはたゞ政治にあらはれたデモクラシーの一つの形式であつて、その根本の意味は更に深いところにある。即ち省みて自分の人格を認めて自敬自重する、いはゆる人格觀念によつて正義人道を實行する精神がそれである。具體的にいふと、ウォシントンやリンカーンのやうな偉大な人格が、即ちデモクラシーの精神を最も完全に代表するものである。かつて横井小楠がウォシントンを評して、堯舜以來の第一人者だといつたやうに、實にこれらの偉人はおよそ人とし

て必要な殆どあらゆる美德を具へてゐた。  
こんな偉人であつてこそ、始めて正義・人道の外には何物にもその志を屈せぬのである。彼等の眼中には、榮爵よりも顯位よりもなほ一段尊いものがある。まして金錢の威力などに心を動かされるやうなことは少しもない。従つてその言動には、場合によつては、俗人から見ると不遜なこともあらうが、その不遜はたゞ不正不義に對する不遜だから、それだけまた一方では正義・人道に對して極めて従順である。デモクラシーを口にするものは、まづこれらの偉人の精神を了解して、これを學ばねばならぬ。自分の人格を尊重するものは、他人の人格を輕侮

してはならぬと同時に、また自分の權利を主張するものは、他人の權利を妨害してはならぬ。その上、デモクラシーの人は正義・人道の實行者でなければならぬから、いはゆる「己達せんと欲せばまづ人を達せしむ」といふ精神をもつて、社會のため國家のためまた世界のために盡し、必要な場合には、これがために一身を犠牲に供する大きい覺悟をもつてゐなければならぬ。従つて政治上のデモクラシーでももとは少數専制の政治に對して起つたものだから、たゞ多數國民の私慾を滿せばよいといふのは誤解の甚しいもので、こゝには特によくその本當の精神が行はれねばならぬ。

デモクラシー  
と我が國古來  
の思想

身體の維持も  
他人の援助に  
よる

デモクラシーの眞意は實にこんなに高尚なものだから、我が國古來の思想と少しも相容れぬところがなく、我等のためには好い教訓となるものである。世のデモクラシーを口にするものは、よくこの道理を考へて、大いにその濫用を戒めねばならぬ。

一四 共存共榮

我等人間は獨立自治してゐるとはいへ、他人と絶縁すると、一日も無事に存在することができぬ。試に手近な衣食住について考へて見よ。その物資の生産地は殆ど日本全國にわたつてゐるばかりでなく、國境を越えて遠

和舞が他人ノ助ナ  
クレテイ全  
由ヲ言ハ

く世界の各國にわたつてゐる。インド産の綿花で製した綿絲入の衣類もあれば、滿洲産の大豆を原料とした食物もあり、またアメリカ産の木材で造つた家具も少くない。家によつてはいはゆる舶來品を多く備へてゐるが、その中には、平生あまりその名さへ聞かぬ遠い世界の國に産するものも少くない。ひとり文明諸國の製品を使用してゐるばかりではなく、野蠻未開の地方の産物をも使用してゐる。年々その需要の増加するゴムの原料の産地は、南洋諸島と南アメリカ諸國である。こんな事實によつて考へて見ると、我等の身體こそは我等が獨力で維持してゐるやうに見えても、實は日本中、殆ど世界

精神上にも他人の援助を要する

中の人が間接にその維持を援助してゐるのである。精神上については、我等は更に一層多く他の援助を受けてゐる。我等のもつてゐる知識・道徳なども、多くは我が國民のもつてゐるものの一部分に過ぎぬ。たゞこれを取つて我が物にしたといふだけでも、それは我が社會に既に備はつてゐたものが多い。且その中には支那から來た儒教もあれば、インドから來た佛教もあり、また西洋から來たキリスト教や各種の科學・藝術などもある。更に西洋から來たいろ／＼なものについてその由來を尋ねて見ると、年代に於てもローマ・ギリシヤはいふまでもなく、エジプト・アラビヤの遠い昔にまでも溯らねばなら

他人もまた我等の援助を俟つ

ぬ。そして、現に我等が學校で學んでゐる學業の半ばは、おもに西洋から來た科學・藝術である。その他、交通・運輸・土木・建築・治療並に學術の研究などに特に多く使用されてゐる機械器具・藥品なども、大抵もとは西洋人の工夫によつてできたものである。

しかし、一方に於て我等が他を缺くことができぬやうになると、他方に於て他もまた我等を缺くことができぬやうになる。今日我が國から外國に供給するすべての物資の輸出を一時に停止すると、需要各國の感じる不便・不利は實に意外に大きいだらう。我が國一國だけの供給を仰がぬだけならまだ忍ばれもしようが、その他のす

共存共榮の外  
はない

べての國から絶縁されるとたとひどんなに強大富裕な國でも、到底永く獨力で立つて行くことはできぬ。こんな次第だから、人は個人としてもまた國民としても、どうしても一切他の援助を仰がぬわけには行かぬ。

以上の道理を推して考へると、自分の生存を確實にしようと思ふなら、また他の生存も確實にし、自分の繁榮を希ふなら、また他の繁榮も希はねばならぬ。例へば、資本家でも労働者を優遇しないと、労働者の不平を買つて事業が衰へるから、つまりは資本家の不利益になる。これと同じく、どんなに富強な工業國でも、その製品によつて需要者を利益させてその購買力を増させねば、遂には製

品の捌口はちを失つて、自國の工業を衰退させる。まして天下の利益權勢を一身一國で獨占して、他のすべてのものを壓伏しようとして企てるやうなことは、全く天を仰いで唾するやうなもので、やがて災は元に返つて來て、その身を亡しその國を覆すにきまつてゐる。これが今上陛下が御踐祚の初に於て、特に「宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ」と懇諭したまうたわけだらう。我等は獨立自治の精神を養ふとともに、またよく共存共榮の本義を誤らぬやうにせねばならぬ。

### 一五 人類愛と世界平和

人類愛まで進め

過去百年間に  
干戈に訴へね  
ばすまぬほど  
の戦争は一つ  
もなかつた。  
（ラッセルの  
イギリスの  
政治家）

愛は、自己愛から民族愛・國家愛、それから遂には人類愛にまで擴充されねばならぬ。さうでない、愛も眞の愛とはいはれぬ。國家愛には人の最も尊い殉國の精神が特に著しくあらはれるけれども、たゞそれだけに止まると、愛はまだ徹底したとはいへぬ。その上、みだりに國家愛を高調すると、國民と國民が互に憎悪して、世界の平和を妨げる恐がある。往年の世界大戰の直接の原因は利害の衝突だつたけれども、もし國民と國民の間に人類愛が十分養はれてゐたら、あのやうな慘禍は豫防することができたはずである。だから、愛は遂に全く利己心から解放された人類愛にまで擴充されねばならぬ。

民族憎惡の念は少い

國家のため人類を忘れるな

我が國民は、建國以來、外敵に國土を蹂躪されたり、同胞を虐殺されたりした經驗が殆どないので、他の國民に對する憎惡の念が極めて少い。徳川幕府の末に、一時は攘夷論も起つたけれども、開國後はむしろ外人崇拜の弊に陥つたほどで、理由もないのに他の國民を排斥したことがないばかりではなく、今までも、交戦中の敵國の人に對してさへ親切に保護を加へて、平生と同じい友誼を示した。この點では、我等は却つて西洋人に對して大いに誇る事ができる。

一定の國境内に割據して、各、特別の言語・風俗・信仰などをもつてゐても、横目縦鼻の人であることには少しも變

りのないものが、互に對峙して、心の中では絶えず猜疑して警戒を怠らないのは、人格の完成を理想とする文明國民の深く恥ぢるべきことではないか。ところが、今日になつてもまだこの暗影が各國民の心から全く拭ひ去られぬのは、つまり人類愛がまだ十分に覺醒されぬからである。ちやうど時としては自己愛のために民族愛や國家愛が抑へられるやうに、民族愛や國家愛のために人類愛がその覺醒と活動を妨げられてゐるのが、今日の國際關係に於て、どこでも見られる國民對國民の普通心理である。いふまでもなく、我等は我が民族をもまた我が國家をも愛さねばならぬが、しかし、これがために人類を

他の國民を理  
解せよ

愛してはならぬといふことになる、愛はやはり利己的の範圍に止まつて、その最大最後の使命を全うすることはできぬ。

人類愛を盛にするのには、まづよく他の國民を理解することが必要である。我等が俗にいふ「毛嫌ひ」をするのは、多くはよくその人を知らぬところから起るやうに、民族憎悪も相互の誤解に基づくことが少くない。疑心が暗鬼を生じて、今までは敵と思ひこんでゐたものが、よく交際して見ると、案外にも味方だつたことを知る場合も往々にしてある。大正十二年の關東大震災の際に、世界各國が我が國に寄せた無限の同情については、誰でも定

めてこの感を深うしただらう。あの攘夷論が間もなく止んだのも、その後我が國民に外國の事情がよく知れたからである。どの國を見ても、そこに住するものは人だから、愛を以て接すると愛を以て應ぜぬものはない。愛は地下水のやうにどこにもあるから、深く掘りさへすると、必ず湧き出す。少しく自分に異なるものを悪魔のやうに思ふのは、世間を知らぬ固陋の偏見であつて、今日では、この偏見こそ實に人類愛の普及を妨げるおもなものである。

しかし、人類愛は廣く人類に對する愛だから、この愛が起るのには、眼界があまりなく人類を包み、そして、これと

高尚な志が  
必要

もに共存共榮の樂みを分けようといふ高尚な志がなければならぬ。場合によつては、人道博愛の主義によつて、たとひ敵國の人でもこれを救はうといふ勇猛な精神までもなければならぬ。他から自分を愛してもらふために他を愛するといふやうな利害に囚はれた心は、まだ人類愛とはいはれぬ。他が自分を愛しようと愛すまいと、自分はいつでも必ず他を愛することができねばならぬ。その上、他から誤解されても、或は敵視されても、決して他を救はうとする志を棄てぬやうにせねばならぬ。しかもこの心がけは、我等より文化の程度の遙に低い弱小國民に對してとりわけ必要である。文明國民ばかりを愛

世界の現状と  
人類愛の養成

して、未開國民や野蠻民族を愛しないのは、これもまた本當の人類愛とはいはれぬ。

およそ人としては、誰でも平和を好んで戦争を厭はぬものはない。それなればこそ、古今東西の聖人賢者といはれるほどの人は、皆人類を戦争の苦から救つて、平和を樂しませようと努めぬものはなかつた。孔孟の教はつまり仁義の道を説いて、國を治め天下を平かにしようとするのである。釋迦やキリストは勿論、その他の宗教界の偉人は、皆熱心な平和の宣傳者だつた。それにもかゝらず、戦争は今日になつてもまだ全くその跡を絶たぬ。世界大戦の慘禍に懲りて締結された國際聯盟でも、國際

國際聯盟

軍備縮小

上の爭議はこれを國際仲裁裁判によつて調停して、干戈に訴へぬことを締約したまでであつて、その後アメリカ合衆國大統領の提議によつて、五大強國間に軍備の制限に關して協議されたが、その結果は、たゞ日・英・米三國が海軍に關して或程度の制限を、しかも年限を附して協定されただけで、重ねて補助艦艇の制限をもしようとする軍備縮小の會議を開いたけれども、各國ともに全く軍備を撤去して、互に心から相信じ相親しむことは、今日のところまだとてもこれを望むことはできぬ。その上、近時ヨーロッパ諸國の國際關係は、いはゆる國民主義が勃興した結果、いつまた戦争の渦中に捲きこまれるかも知れぬ

形勢である。だから、今日に於て人類愛を養成することは、ひとり我が國民ばかりでなく、世界各國民の齊しく大いに努めねばならぬところである。さうでないとい、昔からの平和論もたゞ議論だけに止まり、せつかくできた國際聯盟も全く紙上の空文になつてしまふ恐がある。

### 一六 知識を世界に求めよ

若い姿の國家

我が國運の發展は近來益著しく、これに伴つてその文化もまた益向上して已まないのは疑のない事實である。しかし、これを歐米の諸強國に比べると、概してまだ大い

外國に比べて遜色がある

弟子の禮を執つた

に遜色がある。學問に於ても事業に於てもさうだが、とりわけ富力に於てはまだ遠く及ばぬ。我等はよく自分の弱點を自覺して、大いに奮勵努力せねばならぬ。

我が國民は昔から今日まで世界の先進國に對しては、よくその長所を認めて、これに師事することを恥ぢず、いつも後進の席にゐて弟子の禮を執り、まだ一度も老成人をもつて自分から任じたことはなかつた。それなればこそ、幸にして今日まで青年進取の元氣を失はずに來たのである。明治維新の大業をたすけて國家に大功を建てた人々から、今日の社會で重要な位置を占めてゐる人まで、およそ著名な人物は、皆多くは西洋に留學し、もし

くは西洋人について學んだものである。その上、今日でも、政府はなほ男女の研究員を西洋に送り、また多くの外國教師を迎へて、怠らず歐米の長所を學んでゐる。已に世界一等國の班に列して、まだこんな弟子の禮を執つて孜々として勉強するものは、おそらく前にも後にもただ我が國ばかりだらう。しかし、我が國民はこんなに弟子の禮を執つたからといつて、少しも自分の本領を失ふやうなことはなかつた。學ぶことについてよく取捨したばかりでなく、これまで師事して來た先進國とさへ已むを得ぬ場合には戰を交へ、いはゆる「仁に當つては師にも譲らず」といふ意氣をもつて、堂々と世界の舞臺に立つ

本領は失はなかつた

論語にある語

て來たのである。

よきをとり悪しきをすててとつ國に

おとらぬ國となすよしもがな

との明治天皇の聖旨は、やがて我が上下國民一致の精神であつて、これが實に我が國をして今日の位置を得させたおもな原因の一つである。

近年交通機關の著しい發達は、世界各國をして互に比隣の思をさせるやうになつた。試に最寄の港または停車場に立つて、およそ何程の日子を費したら、ウォシントン・ロンドン・パリなどに行くことができるかを考へて見よ。さうすると、誰でも容易に世界が廣いやうで案外狹

外國との距離が近くなつた

川向ふの火事  
でない

世界の大勢

いのに氣づくだらう。とりわけ世界大戦後は、各國が精神的に互に近く接觸するやうになつて、世界の一隅に起る小波でも忽ち諸方の國々に及んで、時としてはこれを狂瀾怒濤の中に捲きこむことがある。以前は外國に起つたことは、重大な事件でも、我が國民にとつては、多くはいはゆる「川向ふの火事」だったが、今日ではどこか遠い外國に起るばやでも、いつ延焼して我が國家にまで及ぶかも知れぬ。

そこで、今日は世界の大事については各國相互の協議によつて決定するやうになつてゐるから、我等の平素の心がけもまたこの大勢に適應し、たゞ自分の國家を知る

ドイツの倫理  
學者でまた教  
育學者

ばかりでなく、かねて普く外國の事情にも通ぜねばならぬ。とりわけ一日もその進歩を止めぬ世界各國の學問・技藝などについては、最もよく注意して、その長所を學ぶことを怠つてはならぬ。各國の文化はそれ／＼一定の特色を具へてゐて、一見すると他と全く異なつてゐるやうに思はれるけれども、その實は廣く各國の長所を集めて大成したものである。だから、ウイルヘルム、フョルスターの言に、謙虚は、すべての眞の文化ばかりでなく、すべての精神的並に道徳的健康及びすべての實際的進歩の基礎である。」とあるとほり己を虚しうして他の益を受けないと、完全な文化を作り出すことはむつかしい。

皇太子殿下と  
しての今上陛下  
の御詞

こんな世界に世界的知識は我が國民にとつて益、その必要を増して来るから、さきに今上陛下がまだ皇太子殿下として歐洲の御見學を終へて御歸朝なされた當日、我が國民一般に賜うた御詞の中にも、惟フニ我ニ國粹ノ精華アリテ固有ノ特長ニ屬ス然レトモ我國ノ宜ク他邦ニ學フヘキモノモ亦尠カラス予冀クハ國民ト共ニ維新ノ宏謨ニ則リテ今後益奮勵シ彼ノ長ヲ取リテ我ノ短ヲ補ヒ國運ノ隆昌ヲ期シ世界文化ノ發展ニ資シテ以テ皇上陛下ノ聖意ニ副ハムコトヲと仰せられ、また御踐祚遊ばされては、更に一步を進めて、我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リと仰せられたのだらう。誠に有難い

昭和の大御代

思召ではないか。

昔、幕府の賢宰松平定信は、家國の姿はわか／＼とあらまほし。といつて、その沈滞老衰に陥ることを戒めた。そして、そのためには、國家は常に油斷なく心身の榮養分を廣く世界からとつて自分を新にする外はないから、我等が我等の本領を守るとともに、怠らず世界的知識を求めるのは、即ち我が國家の姿をいつもわか／＼しくするもので、しかもこれぐらゐ昭和の元號とともに一新された今上陛下の大御代の聖恩に對へ奉るゆるんものからはなからう。

### 一七 國交と國民

#### 國際道德

開國進取は我が帝國の國是

明治天皇御即位の當年に御發布になつた五箇條の御誓文の中に、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」また、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せられてから、いはゆる開國進取の方針によつて、世界列國と文明の惠澤を共にするのが、終始一貫して少しもかはらぬ我が帝國の國是となつてゐる。不幸にも清國・ロシヤ及びドイツと一時干戈を交へたが、もとより我が帝國の本意でなかつたことは、その當時に發布された宣戰の詔書にも明かにされてゐる。なほ我が外交の方針について

王道を以て國を立てた

司馬溫公(宗)の名臣の語

よく遠人と交れ

明治三十二年六月

は、戊申詔書の中にも、とりわけ懇切に聖意のほどを述べたまうたことは、我等のすでに知つてゐるとほりである。或は世には外交は自國の利益のために己むを得ず用ひる一種の詐術であるなどと説くものもあるが、こんな思想は王道を以て國を立ててゐる我が帝國の最も陋しいとするところである。我が帝國は昔から常に「王者は四海を欺かず」の誠意を以て外國と交つて來たのである。だから、我等臣民もまたよく我が帝國の國是を服膺し、とりわけ外人との交際に於ては、禮儀を慎み信義を重んぜねばならぬ。かつて改訂條約の實施に際し、明治天皇は特に詔を下して、朕ハ忠實公ニ奉スルニ厚キ臣民ノ深

我々は愛國者  
であると同時に  
また紳士であ  
らねばならぬ  
(エドモン  
ド、バルク)

個人もまた世  
界的責任を有  
する

ク朕力意ヲ體シテ開國ノ國是ニ恪遵シ億兆心ヲ一ニシ  
テ善ク遠人ニ交リ國民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚  
スルニ努ムコトヲ庶幾フ」と仰せられた。人情・風俗に  
は内外によつて頗る異同があるから、どうかすると相互  
に誤解を生じ、延いては國交上にまでも累を及ぼすこと  
が少くない。我等は外人と交るのには、常にその一身は  
我が帝國を代表するといふ心持をもつて慎んでこれに  
接せねばならぬ。

今日では、我等は誰でも國家に對して責任があるばか  
りでなく、直接世界に對しても相當に責任を負うてゐる。  
今日は世界の人心は國家によつて動かされるばかりで

なく、また個人によつても動かされるやうになつた。有  
力者の一言一行は、その人はたとひ國政に關係がなくて  
も、往々世界の問題となることがある。學者・文士の意見  
なども、今日ほど世界的反響を來す時代はない。あの觀  
光外人の歸國後の評論などを見ても、その骨子となるも  
のは、多くは觀光中にその國の個人から受けた印象であ  
る。ところが、今日我が國民の禮節・信用に關して、とかく  
の悪評が外人の間に行はれるのは、我等の大いに反省せ  
ねばならぬことである。

こんなにな、今日の國交は政府對政府のことばかりでな  
く、國民對國民のことになつてゐるから、國民自身もまた

利己主義・侵  
略主義の害

よく國交に關して相當の心得をもつてゐなければならぬ。利己主義・侵略主義は一時は國家を利益するやうに見えても、遂にはこれを衰亡の窮地に陥らせることは、歴史の證するところである。愛國心はもとより大切だけれども、あまり熱狂すると、却つて國家の大事を誤る。ちやうど個人同志のやうに國民同志にも相互の尊敬があつてこそ、始めて國交が圓滿に行はれるものである。世の中は相持だといふ原則は、國交上にも十分厲行されねばならぬ。國民は各、その分を守つて、世の中を我が物顔に振舞つてはならぬ。西洋の古語に、「半分が却つて全部よりも多いことを知らぬものは愚者である。」とあるのは、

權勢を貪つて飽くことを知らぬ國民にはよい戒である。現在の強大國について考へて見ても、それが強大になつたのは、權勢を貪つた結果だとばかりはいへぬ。國民の多數がよく國交に慣れ、他の國民に對して禮儀を慎み信義を重んずるのは勿論、常に他に奉仕する心掛を忘れぬから、あのやうに盛大な國運を開拓したのである。一例を挙げると、彼等が對外貿易に於て勝利を得るのは、必ず相手の需要を考へて、務めてこれに適應したからである。即ち彼等は他を利することによつて自分を利したのである。要するに、國交上には特別に一種の道德があるわけではない。個人相互の間に必要である道德を推

大正十年八月

し擴めて、これを國民と國民の間に應用すると、それが國交上の道德即ち國際道德となるのである。先年、ハワイで開かれた汎太平洋教育者會議で議決された條項の中に、(一)他國民に對しては、自國民の權利について考へる前に、まづその義務について考へること、(二)意見の相違によつて感情に累を及ぼさぬこと、(三)異人種に對して尊敬を拂ひ、相互の共通點を認めること、(四)他國民の標準を尊重し、自國民の標準を他國民に強ひぬこと、(五)廣く人類の意見を尊重し、自國中心の意見ばかり固執せぬこと、(六)他國民の繁榮を助成し、各自の繁榮は全體の繁榮であることを認めることなどがある。我等が國交上に於て服膺せ

ねばならぬことは、ほゞこれに盡されてゐる。

### 一八 國運の發展と個人

個人と國家

國家の生命はその無限の進歩である。従つてもし進歩しない國家があつたら、それはむしろ國家の死骸とでもいふべきである。そして、國家を進歩させるものは、結局これを組織してゐるところの個人である。社會の大勢は恐るべき威力をもつてゐるけれども、この大勢を作り出すものはやはり個人である。古語に、國は一人を以て興り、一人を以て亡ぶとあるやうに、個人の國家に及ばす力は實に大きい。だから、個人は大厦を支へる一本に

蘇老泉(宋の學者)の語

あくまで個人  
の力を利用す  
る列國

過ぎぬ。その倒れるのを防ぐのには餘りに微弱だなどと思つて、自分から侮つてはならぬ。今日の列國は皆、その發展のために、個人の力を少してもむだにせず、あくまでもこれを利用してしようと努めてゐる。無用の人の多いほど社會の進歩は妨げられるが、有害の人の多いのに至つては、そのため更に一層甚しい不利益をもたらすことはいふまでもない。そこで、今日の列國は皆、まづ國民の半數を占め、しかもその進歩の後れてゐた女子のための教育を振興し、また不良不具癡疾のものにも特殊の教育を施して、國民を一人残らず何かの役に立たせようと努め、更に進んでは、將來に於て益、優良

個人として  
優れねばなら  
ぬ

な國民にならうとして、悪性の病氣を撲滅し、飲酒を禁じ、節酒を奨めるなど、優生學を人間に應用して、心身ともに健全な子孫を得ようとはかつてゐる。

國家の優劣については、たゞ國家と國家を比較するだけでなく、その個人と個人を比較して見ないと、たしかに判断は下されぬ。本當に優れてゐる國家は、國家の力に於てもまた個人の力に於ても優れてゐなければならぬ。全軍を擧げての戦にも、また一騎打の鬪にも、ともに勝利を得るものが本當に優れた國家である。軍國主義の國家が一時勢よく見えるのは、主として協同的動作がよく行はれる結果に過ぎぬから、個人の力もまた優れてゐる

といふ證據にはならぬ。こんな國家は、統率の力がなくなり協同が破れると、たちまち衰微してしまふものである。ナポレオン一世などの生涯を見ると、よくこの道理がわかる。

今日我が國が世界の強國となつてゐるのは、もちろん我等個人の力にもよるけれども、しかし、どちらかといふと、むしろ國家として優れてゐるからである。個人について見ると、まだ遺憾な點が意外に少くない。科學藝術の方面などでは、我等は西洋人に比べると、今日でもまだ依然として後進國民である。とりわけ體格などはたうてい比較にならぬほど劣つてゐる。もし兩軍から一人

個人として  
依然たる後進  
國民

個人の力を輕  
視する國家

づつ選手を出し、その勝負によつて兩軍の優劣をきめるといふことでもあつた場合に、我が日本軍は果してどの方面で必勝を期して選手を出すことができるだらうか。これを念ふと、我等が今後大いに努めねばならぬのは、徒に國家としての強大を誇らず、我等各自の能力と體力を以てしても、十分西洋人に打克つことのできるやうにすることである。

協同的動作が宜しきを得ること、もとより國民の能力の優れてゐることを示すが、しかし、この力は總合・按排の力だから、この力があつても、總合・按排される個人の力が弱いと、それだけ協同から生ずる力も弱くなる。眞に

強い、否、優れた國民は、協同の力に於ても、また個人の力に於ても、ともによく發達してゐなければならぬ。ところが、専ら協同の力を養成することに努める國家は、とかく個人の力を輕視する。こんな國家は個人の力ばかり尊重して國家の統一を弱くするものと同じやうに、やはりその國運を根強く發展させることはできぬ。

個人の力の養成が急務

スマイルスは、一國の政治はこれを組織する個人の反映である。従つて國家の興隆は個人の勉勵勢力及び正直の總計であるやうに、その衰替もまた個人の懶惰利己及び汚行の總計である。といつた。今日世界の列強の中で、イギリスの強大が特に深い根柢を有するのは、その國

危険な思想が多い

民が昔から教育に於ても最も個人の力を尊重したからである。我等は國家の發展に貢獻せねばならぬが、しかし、その最も大きい貢獻は、我等個人の力を養成することによつて始めてできることを忘れてはならぬ。もし少しも國家の背景をかりずに、全くの個人として世界到るところに敬重されるやうな人があつたら、こんな人こそ最も多くその國家にこの上もない光榮と威望を與へるだらう。

一九 思想問題について (上)

いつの時代にも、いろ／＼な主義主張が相對峙して、世

の中に争論の絶えることはないが、近年ほどその種類が多様で、その上その性質の危険なものが多いことはない。歐米諸國に行はれるいろく思想はつきく輸入されて、殆どその送迎に違がないほどである。その中には、我等の道德觀念とも、また我等の國體とも相容れず、個人のためにも、また社會國家のためにも頗る有害無益なものがある。それが少くない。それにもかゝらず、どうかするとそれが一部の國民に歓迎されるのは何故だらう。

概していふと、今日のいはゆる新思想は、個人の物質的利害に訴へて、その感官的欲望に投合する傾が多いので、民衆の心を動かすのに極めてつがふがよい。人生の目

いはゆる新思想の特質並にその種類

的は享樂だといふ説には、よほど思慮の深いものの外、多數の人々は必ず同感するだらう。人は自然のまゝ自由に生活するがよいと説くと、特に血氣盛りの青年は大いに共鳴するだらう。世の中の財産はこれをすべての人に平等に分配すべきだといひ、または、國家の政治については國民がその實權を握るべきだといふと、社會組織や國體について深い考をもつてゐるものは動かぬけれども、考のないものは動かされることもある。その他、すべて弱者・貧者・愚者・賤者をして、強者・富者・賢者・貴者と同じ利權を得させようとする主義主張なら、少くとも一時は多數者の心を動かして、これを味方に引入れることがで

きよう。そして、今日のいはゆる新思想は、元來これまで  
の社會組織に反抗して起つたものだから、その多くはこ  
んな傾向をもつてゐる。これがいはゆる新思想がとり  
わけまだ世の中の經驗に乏しい青年の間に喜ばれるわ  
けである。

禁慾一方の主義を厲行して、人から一切の享樂を取去  
らうとしても、それはもとよりできることではないけれ  
ども、さうかといつて、人はたゞ目前の快樂を貪つて、遊惰  
にその日を送つてもよいといふわけにはゆかぬ。勵精  
勤勉の必要なことは、今も昔も變りがない。衝動は意志  
の要素だから、一概にこれを抑壓してはならぬが、しかし、

いはゆる新思  
想の背理

その動くまゝに放任すると、人は禽獸に異ならぬもの  
になつてしまふ。ほどよく理性をもつて衝動を導いてこ  
そ、始めて人は人として向上發展することができる。不  
正な手段で富を得たり、富を獨占して他人を苦しめるこ  
とは大いに排斥してもよいが、勞働するものにも勞働せ  
ぬものにも、才能のあるものにも才能のないものにも、同  
一の富を得させようとしても、それはとてもできること  
ではない。たとひできるとしても、その結果産業が衰へ  
るから、つまりはすべての人の収入が減るか無くなる外  
はない。またなるたけ國民多數の意見を集めて政治を  
するのが立憲政體の本旨ではあるけれども、多數の意見

も往々常軌を逸し、そのために國家を誤ることがあるから、政治をたゞ多數黨のなす儘に放任してはならぬ。ところが、我が國では、すべての勢力の上に超越する唯一無二の主權があつて、政治上の重大問題に對して最も公平で思慮深い最後の決定を下すから、こんな憂はない。これを思はず、徒に歐米諸國の民衆政治を羨むのは、まだよくその弊害を知らぬからだらう。

今日は、デモクラシーの精神を實行するためには、機會均等といふことが必要だと唱へられてゐるが、機會均等とは誰にも均等に機會を與へることであつて、機會を利用するとならないとは各人の自由であり、且これを利用し

機會均等の誤解

て何物かを得るのは、全く各人の力量次第であつて、誰にも同じものを與へねばならぬといふ意味ではない。元來同じものを同じ取扱にし、異なるものを異なる取扱にするのが公正であつて、同じものを異なる取扱にし、異なるものを同じ取扱にするのは偏頗である。この道理を考へず、各人特有の能力を無視して、これを同一に取扱ふのが機會均等だと思ふのは誤である。孟子がいつたやうに「物の齊しからざるは物の性」だから、性に従つてその取扱を異にして、各人をしてその居るべきところに居らせねばならぬ。財産はもとより、能力などにも、餘りのあるものが、これに不足するものを補助することは必要だ

が、さうかといつて、またこの有餘不足を無理に平均しようとする、それは物の性に背くから、遂には世の中の秩序を亂し、人の不幸をもたらすやうになるものである。

二〇 思想問題について (下)

新思想といつても、その本は人の心にあるから、歴史を溯つて見ると、どの思想でも、少くともその萌芽は必ずどこかにあつて、絶対に新しいといふべきものは殆どない。従つて新思想といふのは、多くは思想が新しいのではなくて、世の中にその勢力を得た時代もしくはそれが我が國に輸入された時期が、いくらか新しいといふだけのこと

新思想は必ずしも新しいものではない

よく國情を考へよ

とである。だから、我が國の學者などがこれを研究して、やつとその意味もわかるやうになつた頃は、本國では新思想でも何でもないやうになつてしまふ例が少くない。またすべていはゆる新思想は、これをたゞ議論として聽くと一應もつともな道理を含んでゐないでもないが、これを實行しようとする、その國々の情狀によつて、忽ち危険を感ずるものが少くない。西洋で弊害なしに行はれることでも、我が國に採用することのできぬものも多い。どんなに便利な西洋家具でも、日本の家屋におくと、他の物とつりあはぬから、却つてじやまになるやうな例が、新思想に關しても少くない。これを考へずに、たゞ

輕佻詭激

實際の結果に  
よつて判断せよ

先進文明諸國の流行だといふぐらゐで、何の批評も加へず、これを採用しようとするのは、これこそ實に大正天皇が國民精神作興に關する詔書に戒めたまうた「輕佻詭激」な行といはねばならぬ。

しかし、悪い思想は、ちやうど電波のやうに、どんな遠方からでも瞬時にひろがつて來て、何物でもこれを遮ることができぬから、我等がこれに對する用心は、たゞこれにふれても、その毒におかされぬだけの強健な精神を平生から具へてゐる外はない。そして、その是非善惡は、議論よりも實際について見極めるがよい。どんなに理論は巧みに組立てられてゐても、もしその思想が人の不幸を

日本人として  
發達せねばならぬ

來すことが明かなら、我等は即座にこれを排斥すべきである。議論の上で勝負を決するのは専門學者のことで、我等のあづかるべきことではない。しかもこの方が却つて簡明直截に、正しい判断を下し得るものである。

我が國のこれまでの風俗習慣はいふまでもなく、道德觀念についても、時勢とともに改めねばならぬ點も少くないが、しかし、日本人はどこまでも日本人として發達向上して行く外はないから、歴史的に培養された國體に關する觀念や忠孝の根本思想などは、益、これを發揚することに努めねばならぬ。さうでないと、日本人としての精神的獨立はその意義を失ふやうになる。いはゆる新思

醇厚中正

想によつて我が國固有の思想の缺陷を補ふのはよいが、西洋の諺でも戒めてゐるとほり、うぶ湯とともに赤子を捨てぬやうにせねばならぬ。同詔書に仰せたまうた「醇厚中正」に歸することが、思想上に於て我等の最も注意すべき點である。

特に軟弱な思想を警戒せよ

最後に、我等の特に警戒せねばならぬものは、人の心を軟弱に導く頹廢的な思想である。人の心が軟弱に流れて緊張を失ふと、あらゆる精神上の病魔はそこに乗ずべき隙を見つけて、その勢を逞しうするものである。しかし、人情に富み人を憐むのは軟弱ではない、謙遜で争を好まぬのも軟弱ではない。軟弱とは劣情に動かされ易く、

質實剛健

虚榮に惑はされ易く、すべて克己・自制の力に乏しいことをいふ。山中の賊は破ることができても、心中の賊を破ることのできぬのは軟弱である。ところが、この思想は往々高尚優美な文學・美術・科學などの假面を被つて、人にそれとさせず、その心を魅惑するから、その弊害を看破することが比較的むづかしい。それだけ、我等はまた一層深く注意して、この思想に對して警戒を加へねばならぬ。どの國の歴史を見ても、大概剛健な精神が興國の本になり、軟弱な心が亡國の因になつてゐる。これがまた同詔書に、國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

我等の心得

と仰せられ、また今上陛下が踐祚後朝見の儀に當つて下したまうた勅語にも、「浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ」と仰せられて、ともに特に質實剛健の精神を養成するやうにと諭したまうた所以だらう。

それなら、我等は思想問題に對してどんな心得であるなければならぬか。これについては右の今上陛下御踐祚第一の勅語の中の、「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ」の御訓諭こそ、實に我等國民のための一般方針でなければならぬ。

## 二一 我が帝國の理想

### 文明と文化

文化とは何か。文化といふ言葉は近來の流行で、往々文明といふ言葉と混同されるが、これと區別して用ひられる場合には、文化は文明よりも一層深い意味をもつてゐる。文明とは富力も増し、風俗も正しく、制度も整ひ、その上、學問・藝術なども盛であるやうな、約言すると、野蠻に對して開けた状態をいふ。文明はもちろん人の精神的産物であるけれども、その根柢はまだ薄弱で動搖し易く、中には花の開落のやうに、忽ち榮え忽ち衰へるものさへある。他國の文明を移植した場合などには、特にそんな

文化の意味は文明よりも深い

文化と人格

ものが多い。我が國がかつて隋唐の文明を學んで、一時盛に典禮制度を整へたが、間もなくそれが殆ど皆空文に歸してしまつたなどはその一例だらう。

ところが、文明がその根柢を深く國民の精神の奥底に据ゑて、たやすく動搖せぬこともある。この場合には、文明はたゞ國民の心に附着してゐるだけでなく、直ちに國民の人格に浸みこみ、その上これを培養してゐる。今日の文化といふ言葉は、こんな深い意味の文明を特に言ひあらはすために用ひられてゐる。或西洋の學者が、文明は非宗教的であるのが常だが、文化はいつも宗教的である。といつたのは、やはり文化には特に精神的深さが具は

シュペンゲラ  
「ドイツの  
學者」の語

文化の特質

つてゐることを説いたものである。

だから、文化の特質は、それが人の精神的力作の結果だといふ點に存するといつてもよい。どんなに學問・藝術が盛なやうに見えても、もしそれがたゞ外部からの奨勵に餘儀なくされたか、もしくは何か或特別な利益を得るために起つたものであるなら、それは眞の文化を作り出すものではない。また學問・藝術が専門家の間にだけ行はれて、一般の國民はこれに對して無關心であるなら、そこにもまた一國の文化は成立せぬ。こんな例は、東西の歴史によく見えてゐる。例へば、名譽心の強い國王などが、學者・文士を優遇して、その朝廷の威嚴を飾るために、著

文化は單に知力の勝利でない

述製作に従事させた事實などに徴するとよくわかる。また、著述製作はいふまでもなく、發明・發見などが續々と出て、それがたゞ人の知力の勝利を示すだけで、一般國民の人格に少しもよい影響を與へぬなら、これもまたその國のために眞の文化を作り出したものとはいはれぬ。ドイツの科學の進歩は世界獨歩といはれるけれども、惜しいことには、その影響はまだ十分に國民の人格を向上させるに足りないやうである。従つて彼等が唯一の誇としてゐるいはゆる「ドイツ文化」もまた、こゝにいふ意味の眞の文化とはいはれぬ。眞の文化は人の精神的力作に基づくもので、その上、結局は人格の向上と完成を

ドイツ文化

文化と國策の諸相

究竟目的とするから、文化とは人を人にするもの、即ち人間性を培養發揮するものに外ならぬものといつてよい。國家の存立を確實にし、またその發展を期するため、その主力を盡す點は、その時代と周圍の情況によつていろいろ異なつて來るものである。或は農業、或は工業、或は商業を主として、農業立國・工業立國または商業立國などを國是とする國もあり、或は軍備を主として軍國主義でゆき、或は法律・制度を主として法治主義を尙ぶ國もある。しかし、これらは皆一方に偏する國家の見方である。農工・商業はもちろん、軍備・法律でも、皆國家の手段であつて、その目的ではない。もしこんなものが國家の目的

文化國家としての我が理想

國家の目的は人格を改造し、偉大にするこ  
と、即ち國民  
の天稟を完成  
するにある。  
(ルドルフ、  
キエレンツ、  
スウェーデン  
の法學者)

だとすると、國家には別に高遠な理想はないといはねばならぬ。それでは我等がすべてを抛つて國家のために盡す愛國心もまことに張合がないことにならうではな  
いか。そして、それは文化を措いては外にない。それな  
ればこそ、明治天皇は憲法發布の勅語の中に、憲法の目的  
について、其(臣民)ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ  
と仰せられたのであらう。懿徳良能の發達とは即ち人  
間性の培養發揮のことだから、我が國家の目的こそは文  
化にあることが明かである。西洋ではやつと今頃にな  
つて文化國家などといひ出して、その目的を國民の人格  
改造におくものがあるけれども、我が國は建國の初から

尊い我が帝國

進む氣持が大  
切

修身齊家を本とする王道主義であつた。そして、明治天  
皇はこれを右のお言葉で更に明白剴切にいひあらはし  
たまうたのである。

今日富強をもつて鳴る國も數多くあるけれども、その  
中でこんな高遠な理想を掲げて、歩一歩これを實現し、こ  
れを追求して已まぬ國家がどこにあらう。念へば、尊い  
我が日本帝國ではないか。

### 二二 進むに在り

#### 聖勅の一節

かつて孔子が暴虎馮河の譬で、向ふ見ずの猪突を戒め

不快な「退く」

た。その眞理は千歳の後の今日、なほ誰でもこれを疑はぬけれども、しかし「進む」といふ氣持だけは、個人にも國民にもいつもこれをたやさぬやうにせねばならぬ。これが實に人の生命で、進まないで退き、退いてやまないと、ただおひくくと死に近づけばかりである。「退く」といふ一語にはいろいろのおもしろくない意味や聯想が伴うてゐる。あとずさりなどといふと、毒蛇が人を刺さうとする前の身構や、悪魔が人に近寄らうとする時の忍び足などが思ひ出されて、とかく人を陰氣にする。そこにあるものは、多くは臆病と逡巡しゆんじゆんと、そして失望と落膽などである。道理は相當にあつても、梶原景時の逆櫓さかの説が人に

愉快な「進む」

あまり好い感じを與へぬのは、それが人に退くといふことを豫想させるからだらう。これとは反對に「進む」といふことは、その聲を聞いただけでも、人の心を勇み立たせる。そればかりでなく、この一語を見つめてゐる間に、頭の中に湧き、また目の前に浮んで來るものは、額に矢はたてても背にはたてないと誓つた勇敢無比な我が王朝古武士の面影や、またはしばしばナポレオン一世をなやましたプロシヤの驍將前進將軍ブリュッヘルの雄姿などがその例で、すべて雄快壯烈な事や人が多い。軍隊で進むことを認めて、退くことを認めぬ理由も恐らくこゝにあらう。萬已むを得ずに退

く場合にでも、退却などといはずに背進といつてゐるのは、いさゝかやせがまんに似てゐるけれども、これでどこまでも軍の精神はたゞ進むのにあることを明かにして、しかもそのためだけ士氣の不振、阻喪を防いでゐるか知れぬ。

「進め。進まう。」これが實に我が建國以來國民精神を一貫してゐる奮勃たる意氣である。それなればこそ、已むを得ず外國と事を構へても、そのつど必ず懸軍長驅して深く敵地に入つて戦ひ、敵の襲來を自國の領内で防ぐなどといふ戦略を一度もとつたことがないのである。これはひとり軍事に關してばかりでなく、文事に關しても

進むは我が國  
民精神

「我國ノ國是  
ハ日ニ進ムニ  
在リ日ニ新ニ  
シテ博ク中外  
ノ史ニ徴シ審  
ニ得テ進ムヤ  
鑒ミ進ムヤ其  
ノ序ニ循ヒ新  
ニスルヤ其ノ  
中ヲ執ル是レ  
深キ所ナリ

同様だつた。昔は萬死をおかして遠く漢土に渡つて勉強したが、今でも盛に西洋諸國に留學して、その文化の粹を攝取しつくさうとしてゐる。古今東西の歴史を見ても、こんなに進むことを知つて退くことを知らぬ國民は一つも見當らぬ。だから、もしあの朝見の儀に於ける今上陛下の勅語の一節を、國民を激勵あそばされるためのお言葉などと解するものがあつたら、それこそ我が古來の歴史上の明白な事實を知らぬものである。かつてドイツの愛國詩人モーリッツ、アルントは、右の前進將軍ブリュッヘルを歌つて、その中に「あとへ」といふのは地獄からの叫である」と喝破してゐる。いかにも痛快な一語

進むに  
ついて  
の用心

ではないか。しかし、進むのは退くのとちがつて、その前にはいつも多くの障害が横たはつてゐる。退くのはもと来た路をたどるのだから、行くにも行きやすいが、進むに當つては未知の山にも河にも出あはねばならぬから、その行路は決して安全ではない。幾多の困難を無事に切抜けて進むのには、勝氣ばかりではいけない。智慧もいり才幹もいる。とりわけ周密な思慮が大切である。今や世界の列國で進むをもつてその標語とせぬものはなく、どれも一所懸命に進歩の路を急いでゐるけれども、中には急ぎすぎて大つまづきをして、たやすくはなほりさうもない

大痛手を負うてゐるものもある。これがあのお言葉の中に循序執中についてねんごろな思召を加へさせられたゆゑんだらう。我等の進みは、いふまでもなく何の弊害も伴はず、少しのつまづきもなく、確實でしかも間斷のない本當の向上的進歩でなければならぬ。

新中學修身教本 卷四終

追録

青年の意氣

青年は一生の花時だから、我等はこれを楽しむとともに、將來よい實を結ぶやうにせねばならぬ。同じ青年でも、その性質はいろ／＼で、皆が皆元氣のよいものばかりではない。中には、あの老朽に對して若朽ともいふべきものもある。しかし、概していふと、體力が強く、且活氣に富んでゐて、どうかすると、んだ妄想に流れ易いけれども、また物質的利害に束縛されず、高遠の理想を追ふものである。そして、大政治家・大軍人・大學者・大藝術家・大實業家などといふやうなとかく大の字の冠せられるものを

青年は一生の花時

高遠の理想を追ふ

理想に直前する

好む傾向のあるのがその常であつて、自分は到底それになることが出来ない、と知りながらも、これらのものを憧憬し、せめてその心だけなりともその境地に遊ばせることを最も愉快とする。従つてその夢に入るものは、一般に現實の生活から懸けはなれたものが多い。

一氣直前たゞ理想を追つて他を顧みないといふやうな氣概を示すものも多くは彼等の中にある。大義といひ名分といふやうな抽象的理想でも、熱烈にこれを感じ受けるものは多くは彼等である。だから、彼等は往々暴虎馮河の無謀に陥ることがないでもないが、しかし、義を見ると必ずこれを爲すやうな眞率な勇氣は、主として彼等に於て見られるのである。幕末の勤王の志士の多くが三十歳未滿の壯年者であつたことなどは、即ちこの適例である。

眞率な勇氣

青年は幸福

青年の過はいつも實際にあり、自らを幸以上には不幸と考へることから生ずる。(レツシング、豪) ドイツの文

青年は感受的

一面から見ると青年は本當に幸福である。彼等は實際にあるよりもより以上にあると思ひ、實際にもつてゐるよりもより多くもつてゐると思つてゐる。彼等の眼前には、いはゆる「春海の如し」と形容してもよいほどの多望な前途が横たはつてゐる。失敗した時の落膽も甚しいが、再擧の勇氣もまた極めて旺盛である。たとひ直ちに捲土重來することが出来ないでも、少くともその心の中には依然として前途の光明を認めてゐる。これが即ち青年の生命であつて、しかもその將來にかけてゐる希望こそ、彼等をして進取的勇氣を失はせぬものである。

青年は時としては剛情不遜に流れるけれども、その本來の性質は概して感受的である。外來無數の印象をその善惡にかゝはらず受納し、これに對して一々相當の反應を示す。彼等の多くはちやうどはずんだ護謨毬のやうにすこぶる弾力性に富ん

理想と元氣を  
保て

狂簡の弊

修養と個性

である。これが彼等の將來の有望なわけでもあるが、しかしまた、こゝにその性行上の危機も含まれてゐる。我等はいつまでも青年の理想と元氣を保たねばならぬが、しかし、どうかすると妄想に流れることを戒めねばならぬ。孔子は青年を評して、「狂簡にして裁するところなし」といつた。我等の慎むべきは、この狂簡及びこれに伴つて生ずる青年特有の諸種の過失である。

以上は青年についての大體論である。我等の個性は人によつて違ふから、その修養も無論個性的でなければならぬ。各自氣質の偏するところに應じて、それ／＼工夫を凝すと同時に、青年特有の一般的傾向をも知つて、その長所を助成し、その短所を補正すべきである。

○むかし、北魏の孝文帝は北朝の賢君にて、漢の文帝以來一人なり。たゞ中國の衣冠文物を慕ひ、都を洛陽に遷せしは孝文の失計にて、北魏の勢は是より衰へたり。拓跋氏は北狄より起り、中國を過半攻取りしは、兵馬の精強、士氣の勇悍に由りしなり。されば、夷狄風俗の儘にて紀綱を正し、賞罰を明かにせば、必ずしも中國の風を學ぶに及ばず。且、洛陽は繁華の地にて、風俗尤も柔弱なり。然るに、孝文は數代建都の平城より洛陽に遷り、中國の衣冠を用ひ、胡語胡俗を禁じ、容觀は美なれども、其實は大いに害を生ぜり。諸大臣皆北地に生れし人ゆゑ、洛陽の炎暑に堪へかねて、秋來りて春歸るゆゑ、雁臣の稱あるに至れり。是に因つて太子恂北歸を思うて遂に亂を作し、其の他の王族、重臣等皆樂します。是より人心動搖し、威武衰弱し、子孫昏惰、横臣跋扈して滅亡に至りしは、孝文の虛文を慕ふより起れり。昔、漢と匈奴と和親を結び、衣服、飲食の類を贈りしに、匈奴の臣衛律其の主に勸め、中國の衣服、飲食は華靡に過ぎ、匈奴の物に及ばざるを國人に示し、夷狄勇悍の風を守りしは達識あ

徳川時代の儒者

イギリスの歴史家・雄辯家

りと謂ふべし。契丹の阿保機は五代の亂に乘じ屢、中國に亂入し、勢盛なりき。唐の明宗の時、姚坤を使に遣はせしとき、阿保機云ふ、「われ漢語を能くすれども、士卒に向つてこれを言はず、漢人に倣つて怯弱になるを恐る」と。是も卓見なり。蒙古はこの理に通せざるゆゑ、既に中國を一統せし後は、中國の風俗となり、浮華を喜び、舊俗の勇悍を失ひしゆゑ、八九十年にて亡びたり。今の清朝も北狄より起り、中國の主となれり。然るに、唐土一統を盡く韃靼の剃頭辮髮の俗に變じ、中國華奢輕薄の風を學ばざるゆゑ、國勢の強き、版圖の廣き、千古に超越す。是は北魏蒙古の弊に懲り、夷狄を以て華夏を變ぜしは、雄偉非常の遠謀と謂ふべし。

(安積良齋、良齋問話)

○吾々をして吾々の憲法を尊重させよ。吾々をしてこれを清めさせよ。吾々をしてこれをより善くさせよ。(マコーレイ)

□新制中學校身教本□



大正十一年十月廿三日 印  
 大正十二年一月四日 訂正再版印刷  
 大正十三年十月廿七日 修正三版印刷  
 大正十四年一月一日 訂正四版印刷  
 昭和二年八月廿四日 修正五版印刷  
 昭和三年一月十三日 訂正六版印刷

大正十一年十月廿六日 發行  
 大正十二年一月七日 訂正再版發行  
 大正十三年十月三十日 修正三版發行  
 大正十四年一月四日 訂正四版發行  
 昭和二年八月廿七日 修正五版發行  
 昭和三年一月十六日 訂正六版發行

著者 湯原元一

發行者 株式會社東京開成館  
 代表者 松本繁吉

印刷者 東京市牛込區榎町七番地  
 竹内喜太郎

發行所 東京市小石川區小日向水道町八十四番地  
 株式會社東京開成館  
 (振替貯金口座) 東京第五三三二番

一卷 錢九拾貳金  
 二卷 錢壹拾參金  
 三卷 錢四拾參金  
 四卷 錢六拾參金  
 五卷 錢八拾參金

定價日清印刷會社印刷

錢拾

昭和五年庚辰時定價 金五拾九錢

賊

土土

井政行

崇

中  
之  
科

崇  
德  
中  
學  
科

崇德中學

土

井

崇  
德  
中  
學  
科

崇德中學

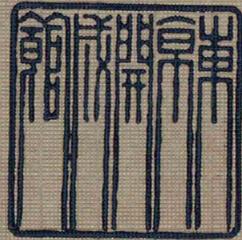
五  
年  
上  
行  
者  
子

土  
井  
政  
行

宗徳印

宗徳印

宗徳印



広島大学図書

2000302127

